

長崎県畜産クラスター構築事業
(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）)
実施要領

制 定	平成27年4月1日27畜第 87号
一部改正	平成28年4月1日27畜第720号
一部改正	平成28年11月29日28畜第634号
一部改正	平成30年3月28日29畜第826号
一部改正	平成31年3月29日30畜第787号
一部改正	令和2年4月1日2畜第 20号
一部改正	令和3年4月1日3畜第 20号
一部改正	令和4年4月1日4畜第 15号
一部改正	令和5年4月17日5畜第171号
一部改正	令和6年4月2日6畜第132号

第1 趣旨

本事業は、地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援することにより、地域の畜産の収益性の向上を図り、もって本県畜産の安定的発展に資するものとする。

第2 定義

本事業における用語については、以下のとおりとする。

1 畜産クラスター協議会

地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会であって、次の要件を満たすものをいう。

- (1) 運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- (2) 畜産業を営む者の他、2者以上の異なる役割を担う者が参画していること。

2 畜産クラスター計画

畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画であって、知事により、以下の基準を全て満たすものとして認定されたもの（既に認定を受けた畜産クラスター計画を改正し、当該改正に係る知事の認定を受けたものを含む。）をいう。

- (1) 次の項目が記載されていること。
 - ① 畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割
 - ② 畜産クラスター計画の目的

③ 畜産クラスター協議会の取組内容

④ 畜産クラスター協議会の行動計画

⑤ 畜産クラスター計画の中心的な経営体（3の中心的な経営体をいう。）の概要

⑥ 畜産クラスター計画の取組により期待される効果

（2）生産コストの削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じて地域の畜産の収益性の向上に資する計画と認められること。

（3）地域の畜産における中心的な経営体への再編・合理化又は中心的な経営体と畜産農家以外の者との連携強化に資する計画と認められること。

（4）酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定に基づく県計画等と整合性が図られていること。

（5）畜産クラスター計画に定められた取組等が、以下の全てに該当すること。

① 取組による収益性向上の効果が可能な限り定量的に示され、その効果の実現が見込まれること。

② 畜産クラスター協議会の構成員の連携・協力による取組であり、効果の発現のために果たすべき構成員の役割が定められていること。

③ 取組の効果が地域内に広く波及すると見込まれること。

④ 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無に関わらず、収益性向上の取組が行われること。

⑤ 中心的な経営体の取組は、畜産クラスター計画の目的の実現のために必要なものであり、中心的な経営体以外の者との連携が継続的に行われるものであること。

⑥ 中心的な経営体が参画する取組は、地域内の畜産農家等との預託や売買等による家畜の引受けにより、整備する施設等の規模に応じて平均飼養規模以上となるよう飼養頭羽数を増加し、又は生産資材、労働力、資本の引受け等により規模を拡大するものであること。

3 中心的な経営体

畜産クラスター計画を実現するために、畜産クラスター協議会が定める以下の全てを満たす畜産を営む者又は飼料生産組織をいう。

（1）自らの経営における収益力向上に取り組むこと。

（2）率先して畜産クラスター計画に定められた取組を実践すること。

（3）地域へ貢献する意思を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図ること。

（4）将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

4 基金管理団体

農林水産省畜産局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定した団体をいう。

第3 事業の内容

本事業の内容は、以下のとおりとし、補助対象の基準及び補助率については、別表1のとおりとする。

本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないもの

とする。

1 施設等の整備

畜産クラスター計画に基づき、第4の2の取組主体が行う、地域の畜産の収益性の向上に資する次の（1）から（5）までに掲げる施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備（整備の後、中心的な経営体に貸し付ける場合を含む。）に要する経費の一部を助成する。

ただし、施設等の整備を行う場合には、整備の結果、地域内の畜産農家等の預託や売買等による家畜の引受けにより、整備畜舎の規模に応じて、地域における平均飼養規模、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項の規定に基づく市町村計画（同項に規定する基準を満たさない市町にあっては、これに準じて作成する計画を含む。以下「市町村計画」という。）で示された地域の畜産経営における目標頭数規模又は別表2に定める都府県規模水準以上となるよう飼養頭羽数を増加し、若しくは生産資材、労働力、資本の引受け等により規模を拡大すること又は生産効率の改善により単位期間における単位頭羽数当りの畜産物の出荷量若しくは収益等が向上することを要する。

- （1）家畜飼養管理施設
- （2）家畜排せつ物処理施設
- （3）自給飼料関連施設
- （4）畜産物加工、展示・販売施設
- （5）（1）から（4）までの施設の補改修

2 家畜の導入

畜産クラスター計画に基づき、取組主体が、中心的な経営体であって第6に定めるものに対し、1の（1）の施設と一体的に貸し付ける家畜の導入経費の一部を補助する。

第4 事業実施主体及び取組主体

- 1 本事業の事業実施主体は、畜産クラスター協議会であって、第7の1の（1）及び2の（1）の事業実施計画の承認を受けたものとする。
- 2 本事業の取組主体は、次の（1）から（10）までのいずれかに該当する者であって、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する者とする。
 - （1）畜産を営む者であって、次のア又はイに該当するもの
 - ア 事業実施年度から3年を超えない範囲内で（2）から（4）までのいずれかの法人になる計画を有すること
 - イ 次の（ア）から（ウ）までの全てに該当すること
 - （ア）所得税法（昭和40年法律第33号）第143条に規定する青色申告の承認を受けており、青色申告を継続して行うことが見込まれること
 - （イ）原則として45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれること
 - （ウ）その者が法人化しないことに相当の理由があり、また上記（ア）及び（イ）に該当することについて、知事が特に認めること
 - （2）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項）に規定する事業を行う法人をいう。）

- (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
- (4) 株式会社又は持分会社であつて、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。
 - ア 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が 300 人を超えるもの。
 - イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の 2 分の 1 以上がアに掲げるもの（(3) 又は (8)）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。
- (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項の特定農業団体をいう。）
- (6) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- (7) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人（寄付行為又は定款において、農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- (8) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (9) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
- (10) 地方公共団体

第 5 対象事業ごとの要件

1 施設等の整備

- (1) 第 3 の 1 の施設等の整備を行う者は、中心的な経営体であつて、第 4 の 2 の (1) から (9) までのいずれかに該当する者とする。
- (2) 第 3 の 1 の (3) の施設等の整備又は補改修を行う飼料生産組織（TMR センター、コントラクター等をいう。以下同じ。）は、第 4 の 2 の (2) から (9) までのいずれかに該当する者とする。

2 施設等の貸付け

第 3 の 1 により整備した施設を貸し付ける場合は、次の要件を満たすことを要する。

- (1) 施設等の貸付けは、第 4 の 2 の (2) から (4) まで又は (6) から (10) までのいずれかに該当する取組主体が、施設の整備又は当該整備に併せて、第 3 の 2 の家畜の導入を行い、中心的な経営体のうち第 4 の 2 の (1) から (5) までのいずれかに該当する者又は畜産を営む者（中心的な経営体であつて、第 4 の 2 に掲げる者を除く。）（以下「借受者」という。）に貸し付ける場合に限ること。
- (2) 施設等の貸付け等に係る要件

ア (1) により貸付けを行う者（以下「貸付主体」という。）が借受者に本事業により整備した施設等を貸し付ける場合には、当該施設等が

次に掲げる要件のいずれかを満たすこと

(ア) 貸付主体が自ら整備し、又は離農者等から買い入れ補改修した家畜飼養管理施設等であって、借受者に貸し付け、若しくは一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に借受者に売り渡し、又は複数の借受者に利用させることを予定しているものであること

(イ) 貸付主体が離農者等から借り入れ補改修した施設であって、借受者に貸し付け、又は複数の借受者に利用させることを予定しているものであること

イ 貸付主体が本事業により整備又は補改修した施設等を借受者に貸し付けるときには、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること

ウ 貸付主体が借受者に施設等を貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること

(3) 家畜の貸付に係る要件

ア 貸付主体は、本事業により導入した家畜を借受者に貸し付けるときには、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結するものとする

イ 貸付主体が賃借料を徴収する場合は、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担（事業費－補助金）／当該家畜の貸付期間」により算出される額以内とする。

第6 家畜の借受者

本事業において導入する家畜の借受者は、次の1から3までのいずれかに該当する者とする

1 新たに畜産を開始する者又は新たな畜産の経営部門を開始する者であって、(1)及び(2)に該当し、かつ、(3)若しくは(4)のいずれかに該当する者又はこれらの要件に該当する者が代表者である新たに畜産を開始する法人

(1) 原則として、事業実施時に45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれること

(2) 市町村計画で示された地域の畜産経営における目標頭数規模又は当該地域における平均飼養規模又は都府県規模水準以上の経営となることが見込まれること

(3) 研修等により家畜の飼養管理に1年以上従事した経験を有すること

(4) 家畜の飼養を開始してから5年以下の者であって、各年度における常時飼養頭数が畜種ごとに次の頭数を下回ること

ア 酪農経営： 経産牛 15 頭

イ 肉用牛繁殖経営：子取用雌牛 5 頭

ウ 養豚経営： 子取用雌豚 100 頭

- 2 本事業により整備した第3の1の(1)の家畜飼養管理施設の貸付けを受けた上で、当該施設を利用して、借り受ける家畜の飼養を行うことにより規模拡大を行う者
- 3 激甚災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第97条に規定する災害をいう。)の指定を受け、かつ、180日以上避難勧告等が出された地域内の畜産農家であって、中心的な経営体として経営を再開するに当たり、家畜の導入(施設等の整備を伴わない場合を含む。)を行うことを知事が特に必要と認める者

第7 事業の実施等

1 施設等の整備

(1) 本事業を実施しようとする畜産クラスター協議会は、あらかじめ事業実施計画を別記様式第1号により作成し、畜産クラスター計画と併せて、原則として市町長を経由して、知事に提出するものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画について市町長を経由せずに知事に提出することができるものとするが、その際には、市町長を経由しない理由を明らかにし、あらかじめ知事の承認を受けることを条件とする。

ア 事業実施主体が、県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合

イ その他やむを得ない事情があると知事が特に認める場合

その際、事業実施主体は、関係する市町長に事業実施計画及び畜産クラスター計画の写しを提出するものとする。

(2) (1)による事業実施計画の提出を受けた市町長は、必要な指導及び調整を行い、知事に提出するものとする。

(3) 知事は、(1)による提出のあった事業実施計画及び畜産クラスター計画について、別添1の総合評価基準により総合評価を行い、適当と認められる事業実施計画書について、県事業実施計画として取りまとめ、畜産クラスター計画の写しと併せて九州農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。

(4) 知事は、(3)の総合評価に当たっては、必要に応じ別添2に定める総合評価方針に基づき、評価員により検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

(5) 知事は、(3)の承認を受けた県事業実施計画に係る事業実施主体の事業実施計画について承認するとともに、事業実施主体の事業実施計画を送付した市町長に対し、承認結果を報告するものとする。

(6) 知事は、補助金の交付を受けようとするときは、基金管理団体が業務方法書に定めるところにより交付申請書を提出するものとする。

(7) 事業実施主体は、事業が完了した場合は、当該事業に係る実績について知事に報告するものとする。

(8) 知事は、事業実施主体から報告のあった事業実績について確認の上、適当であると判断される場合は、基金管理団体が業務方法書に定めるところにより、遅滞なく事業実績報告書を基金管理団体に提出するとともに、その写しを九州農政局長に提出するものとする。

(9) 知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が実施要綱、実施基準及び本要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体等に指示を行い、基金管理団体に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させるものとする。

(10) 事業実施計画について、次に掲げる事項について変更しようとするときは、(1) から (8) までに準ずる。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施地区の変更
- ウ 事業実施主体又は取組主体の変更
- エ 事業実施主体における事業費の 30%を超える増減
- オ 補助金の増又は 30%を超える減
- カ 成果目標の変更
- キ 事業の完了年度の変更

(11) 本事業の着手は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手等を行う場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

2 費用対効果分析

事業実施主体は、事業実施計画の策定に当たり、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 2087 号、3 農産第 2896 号、3 畜産第 1989 号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）に準じて費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

第 8 目標年度及び成果目標

本事業の目標年度及び成果目標は以下のとおりとする。

1 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌年度から 5 年を超えない範囲内で事業実施主体たる畜産クラスター協議会が定めるものとする。

2 成果目標

本事業の成果目標は、畜産クラスター計画に基づく取組による収益性の向上効果とし、目標年度における成果目標を次のとおり設定するものとする。

(1) 大規模経営（外部支援組織を除き、正規雇用者数が常時 6 人以上（経営主の親、子、兄弟姉妹及び配偶者（以下「家族」という。）を除く。）の経営体、常時農業従事者若しくは家族以外の者が議決権を有する株式会社又は常時農業従事者若しくは家族以外の者を社員に含む持分会社をいう。以下同じ。）にあっては、次のいずれかの成果目標を設定するものとする。

- ア 販売額の 15%以上の増加

- イ 生産コストの 15%以上の削減
 - ウ 農業所得又は営業利益の 15%以上の増加
- (2) 中小規模経営（大規模経営以外の経営体をいう。）及び外部支援組織にあっては、次のいずれかの成果目標を設定するものとする。
- ア 販売額の 10%以上の増加
 - イ 生産コストの 10%以上の削減
 - ウ 農業所得又は営業利益の 10%以上の増加

第9 事業の実施基準

- 1 取組主体が、自己資金又は他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了している場合には、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 本事業により整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が 5 年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
- 4 既存施設の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
- 5 施設の附帯設備のみの整備は、補助対象外とする。
- 6 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。
- 7 第 3 の 2 の家畜導入をする場合にあっては、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済に確実に加入するものとする。
- 8 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 9 本事業により整備する施設と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。
- 10 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設の撤去に

要する経費、賃借に要する経費又は補償費は、別表 1 に定める場合を除き補助の対象外とするものとする。

11 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

12 施設等の整備に当たっては、原則として次に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると知事が特に認める場合には、九州農政局長と協議の上、特認事業費を上限として補助対象とすることができるものとする。

なお、協議に際し、知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

整備施設		基準事業費	特認事業費
家畜飼養管理施設	肉用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	42 千円／㎡	54 千円／㎡
	乳用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	成牛用 70 千円／㎡	91 千円／㎡
	一般豚舎 (ストール等附帯部分を除く。)	哺育育成牛用 73 千円／㎡	94 千円／㎡
	分娩豚舎 (ストール等附帯部分を除く。)	61 千円／㎡	79 千円／㎡
	ウインドレス鶏舎 (ケージ等附帯部分を除く。)	61 千円／㎡	79 千円／㎡
	ウインドレス鶏舎 (ケージ等附帯部分を除く。)	60 千円／㎡	78 千円／㎡
家畜排せつ物処理施設	堆肥舎 500 ㎡未満	62 千円／㎡	80 千円／㎡
	500 ㎡以上 (附帯設備を除く。)	59 千円／㎡	76 千円／㎡
	尿貯留施設 1,000 ㎡未満	48 千円／㎡	62 千円／㎡
	1,000 ㎡以上 (附帯設備を除く。)	23 千円／㎡	29 千円／㎡
自給飼料関連施設	バンカーサイロ	9 千円／㎡	11 千円／㎡
	飼料原料保管施設等 (附帯設備を除く。)	69 千円／㎡	89 千円／㎡
	飼料調製施設 (附帯設備を除く。)	61 千円／㎡	79 千円／㎡

注：施設本体の建設に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料、実施設計費その他諸経費は基準事業費又は特認事業費の上限を算定する際の対象としない。

第 10 事業の評価

1 事業実施主体が行う事業評価の報告は、別記様式第 2 号により、目標年度の翌年度の 7 月末までに市町長を経由して知事に報告するものとし、報告を受けた知事は、同年度の 9 月末までに九州農政局長へ報告するものとする。

成果目標の評価に当たっては、外的要因を排除するため価格補正を行った上で、評価を行うものとする。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需要といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないことができるものとする。

- 2 知事は、報告を受けた事業評価の内容を精査し、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合、必要に応じ、知事が別に定めるところにより、市町長を通じて、事業実施主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

第 11 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、知事は、補助金の交付対象事業が完了し、第 7 の 1 の（８）の基金管理団体への実績報告書の提出により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業実施年度の翌年度中に県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

第 12 調査及び報告

知事は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、市町、事業実施主体等に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

第 13 不正行為等に対する措置

- 1 事業実施主体その他本事業により補助を受ける者は、本事業の実施に当たり、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）等、本事業に関係する法令・規程等を遵守するとともに、取組主体が本事業に関係する法令・規程を遵守していることの確認等を行い、適正に事業を実施するものとする。
- 2 知事及び市町長は、事業実施主体その他本事業による補助を受ける者が、本事業の実施に関連して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。この場合、知事又は市町長は、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係、発生原因及び講じられた是正措置等について、九州農政局長（市町長にあっては知事を経由して報告する。）に報告するものとする。

第 14 管理運営

1 管理運営

- (1) 取組主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。
- (2) 取組主体は、処分制限期間中は、本事業により整備した施設を発電に要する整備として活用し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（以下「再生エネルギーの固定価格買取制度」という。）による売電を行わないこと。なお、取組主体が再生可能エネルギーの固定価格買取制度により売電したことが判明した場合には、知事は事業実施主体等に指示を行い、当該施設の整備に係る補助金の全部又は一部について、基金管理団体に速やかに返納させるものとする。ただし、補助の目的を達成し、処分制限期間が終了した施設等については、この限りではない。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、第 5 の 2 の事業を実施する場合及び取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

- (1) 知事は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて市町長に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- (2) 市町長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。
また、市町長は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

第 15 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成 7 年 11 月 20 日付け 7 経第 1741 号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

第 16 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体名を表示するものとする。

第 17 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによる。

第 18 肉用牛・酪農重点化枠その他に係る特例

第 1 から第 16 に定めるほか、肉用牛・酪農重点化枠として実施する場合、令

和 5 年度補正予算により実施する場合及び飼料増産優先枠として実施する場合の特例については、別添 3 から 5 のとおりとする。

第 19 広域的な取組等に係る特例

第 7 の 1 の (1) により、知事が、広域的な取組であると認めた場合又はその他やむを得ない事情があると特に認めた場合については、実施要綱、実施基準及び本要領の規定に基づく指導は知事が行うものとする。

附則（平成 27 年 4 月 1 日 27 畜第 87 号）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 4 月 1 日 27 畜第 720 号）

この要領の一部改正は、平成 28 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（平成 30 年 3 月 28 日 29 畜第 826 号）

この要領の一部改正は、平成 30 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（平成 31 年 3 月 29 日 30 畜第 787 号）

この要領の一部改正は、平成 31 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（令和 2 年 4 月 1 日 2 畜第 20 号）

この要領の一部改正は、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（令和 3 年 4 月 1 日 3 畜第 20 号）

この要領の一部改正は、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（令和 4 年 4 月 1 日 4 畜第 15 号）

この要領の一部改正は、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（令和 5 年 4 月 17 日 5 畜第 171 号）

この要領の一部改正は、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（令和 6 年 4 月 2 日 6 畜第 132 号）

この要領の一部改正は、令和 6 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 3 関係)

区分	補助対象基準	補助率
1 施設等の整備		
(1) 家畜飼養管理施設	1 施設等の整備に当たっては、次のいずれかの要件を満たすことを要する。 ア 飼養頭羽数規模の拡大を伴うものであり、かつ、施設を利用する中心的な経営体が、市町計画で示された目標頭数規模、本事業を実施する地域における平均飼養規模又は都府県規模水準以上の経営規模となること。 イ 施設を利用する中心的な経営体が、現状において、市町計画で示された目標頭数規模、本事業を実施する地域における平均飼養規模又は都府県規模水準以上の経営規模であって、かつ、生産効率の改善により単位時間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量又は収益等が向上すること。 2 施設等の整備にあつては、次に留意することとする。 ア 悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から風向きや施設の配置に十分配慮すること。 イ 鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防及びまん延防止に十分配慮すること。 3 整備する施設等は、家畜の種類ごとに次のとおりとする。 ア 乳用牛 搾乳牛舎、搾乳施設、乾乳牛舎、育成牛舎等 イ 肉用牛 (ア) 肉用牛繁殖 繁殖雌牛用牛舎、分娩用牛舎、子牛ほ育育成牛舎等 (イ) 肉用牛肥育・育成 肉用牛の肥育牛舎、育成用牛舎等 ウ 養豚 繁殖母豚舎、分娩ほ育豚舎、育成豚舎等 エ 養鶏 ウインドレス鶏舎、孵卵施設、鶏卵選別包装施設等 オ 馬、めん山羊その他 馬及びめん山羊その他を飼養するための施設等。 カ アからオまでの施設と一体的に整備する設備	1 / 2 以内 (ただし、肉用牛関連施設のうち別表 3 の基準を満たすものについては 60 / 100 以内とする。)

	4 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当することを要するものとする。 ア 家畜飼養管理施設と併せて設置する設備であること。 イ 給餌、ほ乳、放飼、家畜排せつ物の搬出、消毒等基本的な生産工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わる設備であること。 5 家畜の管理のための事務所等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、次の基準により行うものとし、経営面から見て過大な施設とならないよう特に留意するものとする。 ア 場所 原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。 ただし、地形等の自然条件や家畜防疫の観点から敷地内又は隣接地以外に整備する必要がある場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲でその他の土地に整備することができるものとする。 イ 規模等 (ア) 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法で算出した面積の範囲内とする。 面積＝共用部分8㎡×管理人等数（ただし、40㎡以内とする。）＋10㎡×管理人等数 (イ) (ア)の共用部分は事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等数は、家畜等の飼養管理計画頭羽数及び飼養形態からみて必要最小限とする。	
(2) 家畜排せつ物処理施設	1 施設等の整備に当たっては、次の要件の全てを満たすことを要するものとする。 ア 次のいずれかに該当すること。 (ア) 飼養頭羽数規模の拡大を伴うものであり、かつ、施設を利用する中心的な経営体が、市町計画で示された目標頭数規模、本事業を実施する地域における平均飼養規模又は都府県規模水準以上に規模を拡大する施設等の整備 (イ) 畜産クラスター計画に基づき、畜産クラスター協議会構成員の畜産経営から排せつされる家畜排せつ物を一括で処理することにより地域全体で飼養頭羽数が拡大可能となる施設の整備	

(ウ) 施設を利用する中心的な経営体が、現状において、市町計画で示された目標頭数規模、本事業を実施する地域における平均飼養規模又は都府県規模水準以上の経営規模であって、かつ、生産効率の改善により単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量又は収益等が向上する施設等の整備

イ 整備する施設は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するとともに、地域ごとの臭気及び排水規制や周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。

ウ 堆肥処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する家畜ふん尿を適正に処理し得る能力を有すること。

エ 污水处理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条の排水基準以下に処理し得る能力を有すること。

オ 脱臭施設を整備する場合は、畜舎、堆肥処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること。

カ 整備する施設は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要する施設として利用しないこと。

2 施設等の整備に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。

3 整備する施設等は、次のとおりとする。

ア 堆肥処理施設

堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調整保管施設、副資材保管施設等

イ 污水处理施設

貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等

ウ 脱臭施設

エ アからウの施設と一体的に整備する設備

4 施設と一体的に整備する設備は、次のア及びイからエまでのいずれかに該当することを要するものとする。

ア 家畜排せつ物処理施設と併せて設置する設備であること。

イ 堆肥処理の設備にあつては、水分調整、発酵等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。

ウ 污水处理の設備にあつては、固液分離、ばっ気、脱窒等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付け

	られた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。 エ 脱臭処理の設備にあっては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。 5 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための再生可能エネルギー発電設備は、補助の対象外とする。	
--	--	--

(3) 自給飼料関連施設	1 施設等の整備に当たっては、次のいずれかの要件を満たすことを要するものとする。 - ア 飼養頭羽数規模又は飼料作物面積の拡大を伴うものであり、かつ、施設を利用する中心的な経営体が、市町計画で示された目標頭数規模、本事業を実施する地域における平均飼養規模若しくは都府県規模水準又は本事業を実施する地域における平均飼料作物面積以上に規模を拡大すること。 - イ 施設を利用する中心的な経営体が、現状において、市町計画で示された目標頭数規模、本事業を実施する地域における平均飼養規模若しくは都府県規模水準又は本事業を実施する地域における平均飼料作物面積以上の経営規模であって、かつ、生産効率の改善により単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量若しくは収益又は単位面積当たりの飼料生産量等が向上すること。 2 施設等の整備に当たっては、飼養頭数、生産面積、使用頻度、地域の実情等を勘案し、過度な投資とならないよう十分配慮するものとする。 3 整備する施設等は、次のとおりとする。 自給飼料調製・保管施設、飼料原料保管施設、混合飼料等調製・保管・供給施設等及びこれら施設と一体的に整備する設備 4 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当するものとする。 - ア 自給飼料関連施設と併せて設置する設備であること。 - イ 整備する設備は、粉碎、混合、調製等基本的な生産工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。 5 施設用地の造成整備を含む。
---------------------	---

(4) 畜産物加工、展示・販売施設	1 整備する施設等は、次のとおりとする。 ア チーズ、アイスクリーム、ヨーグルト等高付加価値乳製品及びハム、ソーセージ等高付加価値食肉加工品並びに高付加価値鶏卵加工品の製造に要する施設 イ 高付加価値乳製品及び高付加価値食肉加工品並びに高付加価値鶏卵加工品の展示・販売施設 ウ ア及びイの施設と一体的に整備する設備 2 高付加価値畜産物加工品の展示・販売施設等の整備に当たっては、畜産クラスター協議会の構成員が生産した高付加価値畜産物加工品等の展示・販売が過半を占めることを要する。 3 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当することを要するものとする。 ア 畜産物加工施設と併せて設置する設備であること。 イ 畜産物の加工、販売に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わる設備であること。	
(5) 施設の補改修	1 補改修できる施設等は、本表の区分の欄の1の(1)から(4)までに掲げる施設とし、補改修に当たっては補助対象基準の欄の当該各号に掲げる規定に準ずるものとする。 2 施設の補改修に当たっては、次の要件を満たすことを要するものとする。 ア 原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること。 イ 補改修の場合は、次のいずれかに該当すること (ア) 家畜の飼養方法や飼料の生産方法等の改善による省力化や機能の向上等に資するものであること。 (イ) 経営の転換等を行うことにより収益性の向上に資する用途の変更を伴うものであること。	

2 家畜の導入	1 本事業の対象となる家畜は、畜産物を生産するために飼養されている家畜とし、愛玩動物、狩猟動物、実験動物、展示用動物、競走用動物、医薬品生産用動物等は除くものとする。 2 本要領の第6の2の者に貸し付ける場合の家畜の頭数は、50頭を上限とする。 3 家畜の導入に当たっては、次の要件を満たすことを要するものとする。 ア 家畜の貸付期間 原則として、5年以内とする。 イ 導入対象となる家畜の種類等 (ア) 肉用繁殖雌牛 おおむね8か月以上 72 か月未満の月齢の繁殖に供する雌牛であって、登録牛であること (イ) 乳用牛 48 か月未満の月齢の登録牛又はその娘牛であって、繁殖に供する雌牛であること (ウ) 繁殖母豚 3か月以上 12 か月以内の月齢の繁殖に供する雌豚であって、登録豚であること 4 導入する家畜は、原則として、本表の区分の欄の1の(1)又は(5)により整備又は補改修した施設において飼養するものに限るものとする。 5 家畜の導入は、次のいずれかの方法によるものとする。 ア 家畜市場における購入 イ 県又は市町の職員その他畜産に関する学識経験者等を構成員とした評価委員会による、市場価格等を勘案し適正な評価を受けた価格による購入 6 家畜導入に要する補助対象経費には、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費(家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貨車諸施設経費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃、輸送保険料等)を含むものとする。	1 / 2 以内 (ただし、導入する家畜1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円 / 頭以内、繁殖に供する雌牛については17.5万円 / 頭以内、繁殖に供する雌豚については4万円 / 頭以内とする。)
----------------	--	---

別表 2（第 3 の 1 関係）

		都府県規模水準 (頭／戸、千羽／戸)
1 乳用牛		
	(1) 経産牛	36
	(2) 未經産牛	15
2 肉用牛		
	(1) 繁殖用雌牛	12
	(2) 肥育牛	107
3 養豚		
	(1) 母豚	201
	(2) 肥育豚	1,621
4 養鶏		
	(1) 採卵鶏	55
	(2) 肉用鶏	52

別表 3（第 3 の 1 関係）

区分	補助対象基準	補助率
1 施設等の整備	1 対象となる取組主体又は借受者 取組主体又は借受者のうち次の（１）から（５）までのいずれかに該当する者とする。 （１）新規就農者 以下の要件を全て満たすこと。 なお、認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法第14条の４第１項に規定された青年等就農計画の認定を受けた者（又は申請中の者）とする。 ア 受入団体等登録制度を活用した就農者、又は就農予定者であること。 イ 認定新規就農者、又は認定新規就農者となることが確実と見込まれる者であること。 （２）農業後継者 以下の要件を全て満たすこと。 なお、農業後継者とは、同一世帯に属する者の農業経営を継承することが確実と見込まれる者とする。 ア 就農後５年未満、かつ、事業実施時に45歳未満である農業後継者を確保していること。 イ 経営改善計画を農業後継者と共同申請していること。 （３）繁殖肥育の地域内一貫生産 新たな経営部門として、肉用牛繁殖経営又は肉用牛肥育経営を開始し、繁殖肥育の地域内一貫生産に取り組むこと。 （４）ほ育・育成の外部化 ほ育・育成を専門的に行う外部支援組織（キャトルステーション）の整備に取り組むこと。 （５）繁殖・分娩管理の外部化 分娩管理を専門的に行う外部支援組織（キャトルブリーディングステーション、繁殖センター）の整備に取り組むこと。 2 対象となる整備施設	60/100 以内

	肉用牛飼養管理施設及び一体的に整備する設備（補改修を含む。）とする。 ただし、本事業において整備する施設のうち、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設、畜産物加工、展示・販売施設については、肉用牛飼養管理施設と一体的に整備する場合に限る。	
--	---	--

別添1（第7の1の（3）関係）

畜産クラスター計画に係る総合評価基準

I 畜産クラスター計画に係る総合評価基準

1 畜産クラスター計画の総合評価

評価する内容	評価の方法	配点
(1) 地域の政策課題への対応	畜産クラスター協議会（以下、協議会という。）の取組が県計画等の地域計画等と整合し、県等の支援を受けて高い効果を発揮するかについて評価。	25 点
① 目的の設定が、収益向上に資するものとなっており、政策課題に対応した成果の上がるものとなっている。	「特に推進すべき取組」（別添）に列挙された次の政策課題（テーマ）に対応し、各地域の実態を踏まえて、成果が上がるものとなっているかについて、次を評価。 政策課題（テーマ） i) 新規就農の確保、ii) 担い手の育成、iii) 労働負担の軽減、iv) 飼養管理の改善等を通じた収益力強化、v) 国産飼料の拡大、vi) 畜産環境問題への対応、vii) 既存の生産基盤の有効活用、viii) 経営資源の継承、ix) その他知事が別途定める課題（(i)～(ix)以外の取組であって、県計画等に位置付けられた地域の畜産の収益力向上に資すると認められる課題。） ○目的の設定と政策課題への対応 地域の実態を踏まえて目的が設定されており、協議会が重点的に取り組む政策課題（テーマ）と畜産クラスター計画で定めた政策課題（テーマ）について、その課題に着目した取組が実際に行われ、収益向上に資するものになっているか。	最大 7 点
② 協議会の取組と県計画等が整合している。 ※県計画等とは次のいずれかをいう。 ・酪肉近県計画 ・酪肉近市町計画 ・畜産再興プランに係る緊急3課題の目標 ・その他県、市町が策定し公表している独自の振興計画（長崎県総合計画チャレンジ 2020、新ながさき農林業・農山村活性化計画、新ながさき肉用牛振興計画等）	協議会の取組が県計画等で推進すべき政策課題と整合的なものになっているかについて、協議会の取組が県計画等のどの部分に該当するかを明らかにした上で、次を評価。 ア) 県計画との整合性 県計画等の実現に向けて効果を発揮する取組であるか。 イ) 県計画等の優先度合い 県計画等に掲げられた項目のうち、特に優先度が高いとされた項目に対して、高い効果を発揮する取組であるか。	最大 10 点
③ 県等が補助その他の施策により支援している。	県、市町、農協等の地域の機関が、畜産クラスター計画に位置付けられた取組に対して、補助、融資等による支援を行っているかを評価。	最大 5 点
④ 収益向上に貢献し得る他の政策課題に対応し、成果が上がるものとなっている。	①の政策課題のほか、地域の実態を踏まえて、例えば次のような課題に即した取組を実施するかを評価。 ア) 女性の参画 イ) 輸出促進 ウ) 雇用の創出 エ) 新たな産業の創出（6次産業化等） オ) 畜産業に関する一般消費者の理解促進（食育等） カ) 経営基盤の継承 に資する取組を行い、効果が明らかになっている場合に、その課題の数に応じて加点する。（※県計画等に掲げられたその他収益性向	最大 3 点

	上に資する取組を含む)	
(2)行動計画の実現可能性	畜産クラスター計画の「行動計画」が実現可能なものか、その確からしさを評価	25 点
① 行動計画の内容が、現状分析・将来像を踏まえた妥当なものとなっている。	行動計画の内容(規模、スケジュール、支援対象等)の、「目的」欄で記載している現状分析、目指す将来の姿との関係において、次を評価。 ア) 地域の固有の事情への対応 各地域の実態を踏まえた固有の対応策として、有効な方策であって、目指す将来の姿の方向性に合致したものとなっているか。(一般的、表層的なものとなっていないか。) イ) 取組の規模 現状分析と目指す将来の姿に照らして、適切な規模となっているか。(解決すべき課題や目標設定が曖昧なため、規模が適切か判断できない、又は地域構成員の実態に照らして実現の見込みがない程に過大な目標になっている、逆に、局所的、一時的な過小な取組となっていないか。)	最大 6 点
② 行動計画が、中心的な経営体、後継者不在経営体やその他の構成員が実行に移せるよう具体的で明確なものとなっている。	行動計画が実現可能かを、個々の構成員の活動に着目して判断するため、次を評価 ア) 行動計画の具体性 行動計画の中で、 a) 中心的な経営体 b) 後継者不在経営体(経営基盤継承に取り組む場合) c) その他の構成員(中心的な経営体又は後継者不在経営体を支援する関係機関) d) 協議会の事務局 がそれぞれ、 x) 何を行うのか y) いつまでに行うのか z) どのような役割で相互に連携しているのか が明確になっているか。(施設整備、機械リース事業の直接の対象でない者の役割も明らかになっているか) イ) 構成員毎の現在の取組状況 これまでの中心的な経営体、後継者不在経営体、その他の構成員の取組状況及び事務局の組織・体制、活動実績を踏まえ、それぞれの取組内容が、それぞれが実施可能なものとなっているか。	最大 6 点
③ 取組の準備状況から、行動計画が実行されると見込まれる。	行動計画を実行するために、準備が十分に進んでいるかを判断するため、次を評価。 ○ 実行に向けた準備状況 ア) 体制の整備(事務局の人員が整っているか、取組毎の役割分担の決定・組織化がなされているか。) イ) 会議等の開催(協議会の会合、取組毎の会合が適時に実施されているか。) ウ) スケジュール(明確な作業スケジュールが定められ、進行管理がなされているか) 等の実施状況、検討状況について、根拠資料を確認し、今後の取組が着実に実施されると見込まれるか。	最大 8 点

	④ 畜産クラスター事業(調査・実証事業)や協議会独自で行っているこれまでの取組の成果が計画に反映されている。	行動計画に定めた取組に関するこれまでの取組実績について、実施状況や成果に関する根拠資料を確認し、次を評価。 ア) 畜産クラスター事業等の成果の反映 畜産クラスター事業(調査・実証事業)及びその他の協議会独自の取組の成果が明らかになっており、行動計画がその成果に基づいたものとなっているか。 イ) 調査・実証事業の計画 今後、調査・実証事業を実施する計画を有しており、調査・実証事業で目指す成果が、行動計画の実現に資するものとなっているか。	最大 5点
(3)収益向上の効果		行動計画を着実に実行した場合、地域の収益向上に向けて高い効果を発揮するかを評価	15 点
	① 行動計画に示された取組が、地域の収益向上に資するものとなっている。	行動計画に示された取組が、地域の収益向上に資するかについて、次を評価。 ア) 行動計画と期待される効果の因果関係 「行動計画」に定められた取組(何年間継続するか、幾つの経営体がどの程度の規模で行うのか)と、「期待される効果」に示された効果(コストがどれだけ削減され、又は販売額がどれだけ増加されるか)との因果関係が明らかであるか。 イ) 収益向上効果の算定 それぞれの取組による効果が、コスト削減や販売額の増加といった指標に換算され、収益向上の効果として適切に算出されるなどにより、取組の収益向上への効果が明らかになっているか。 ウ) 関係機関(その他の構成員)の貢献 施設整備や機械導入を行った場合の直接的な効果以外に、地域の関係機関(自治体、生産者団体、飼料・機械メーカー、流通・販売企業など)の構成員の連携の取組により、収益が更に向上するものとなっているか。	最大 10 点
	② 収益向上効果の把握・検証が適切に行われ、目標・検証効果が理解・共有されている。	収益向上の効果について、その把握・検証が適切に行われるとともに、目標や検証結果が理解・共有されているかを評価。 ア) 効果の把握・検証 収益向上の効果把握するためのデータが、個別経営も含めて収集され、その効果を検証することが可能であるか。 イ) 目標・検証結果の理解・共有 収益向上の目標とその達成のための取組の効果の検証結果を理解・共有し、必要な改善策を講ずることが可能となっているか。	最大 5 点
(4)連携の実効性		行動計画を着実に実行した場合、地域の連携が実効性を持つかについて評価。	10 点

① 協議会内で取組に応じた連携体制が整備されている。	連携体制の整備状況について、会合の開催状況や取組実績等の根拠資料を確認のうえ、次を評価。 ア) 連携体制の整備状況 a) 施設の共同利用を通じた取組 共同利用施設が多くの経営体に効果的に活用されるための方法・計画について、関係者間での話し合い等を通じて具体的な方法・計画が明らかにされており、その方法・計画の理解が醸成されているか。 b) 個々の中心的な経営体又は後継者不在経営体が地域的に連携する取組 地域全体での目標や個々の中心的な経営体又は後継者不在経営体の取組の効果を地域に波及するための方法・計画について、話し合い等を通じて具体的な方法・計画が明らかにされており、それが個々の経営体の実際の取組につながるよう、協議会事務局等により広報・指導、推進などが行われているか。 イ) 取組の効果等についての情報共有 協議会内での取組の実施状況が報告、把握され、取組の効果や改善方法についての話し合い等を通じて、情報共有がなされるようになっているか。	最大 5 点
② 中心的な経営体又は後継者不在経営体とその他の構成員の役割分担が明確で相互に効果的に連携している	中心的な経営体又は後継者不在経営体とその他の構成員の役割分担の明確さ、効果的な連携について、評価。 ア) 明確な役割分担と関係者の認識 協議会の取組内容や行動計画において、中心的な経営体又は後継者不在経営体とその他の構成員(生産者団体、飼料・機械メーカー、流通・販売業者などの関係機関)の役割がそれぞれ明らかになっており、その役割分担が十分に行われているか。定期的な話し合いの場や互いの連絡等により互いの役割が確認されているか。 イ) 相互の効果的な連携 中心的な経営体又は後継者不在経営体とその他の構成員の役割が相互に関連し合い、十分な効果を発揮できるものとなっているか。定期的な話し合いや連絡等により、役割分担の実効性を検証し、改善方法を見い出し実施することができるものとなっているか。	最大 5 点
合計 7 5 点		

2 加算事項

県知事は、総合評価の実施に当たり、以下に該当する場合には、「畜産クラスター計画に係る総合評価」の合計点に、それぞれの点数を加算することができるものとする。

① みどりの食料システム法に基づく認定に対する加算（該当すれば3点（1割以上）又は5点（3割以上））

畜産クラスター協議会の構成員における農業者（畜産農家を含む。）のうち、みどりの食料システム法に基づき、以下の計画の認定を受けている者が1割以上の場合又は3割以上の場合

- ・環境負荷低減事業活動実施計画
- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画

② 国産飼料の増産や耕畜連携等を通じた取組に対する加算（該当すれば5点）

畜産クラスター計画において、地域一体となって国産飼料の増産や耕畜連携の推進等に取り組む場合（地域の一体性を重視し、個々の農家が個別に取り組む場合は加点の対象とし

ない。)

③ 堆肥の高品質化・ペレット化等を通じた取組に対する加算（該当すれば5点）

畜産クラスター計画において、みどりの食料システム法に基づき、基盤確立事業実施計画の認定を受けている堆肥センター等が堆肥の高品質化やペレット化等に取り組む場合（地域の一体性を重視し、個々の農家が個別に取り組む場合は加点の対象としない。）

3 減算事項

県知事は、総合評価の実施に当たり、以下に該当する場合には、「畜産クラスター計画に係る総合評価」の合計点から、点数を減算するものとする。

・ 国産飼料の確保に取り組まない場合の減算

畜産クラスター計画において、政策課題として「国産飼料の拡大」を選択し、地域一体となって国産飼料（エコフィード等を含む）の確保に取り組む計画となっていない場合（該当する場合の減算点：5点）

Ⅱ 施設整備の事業計画に係る総合評価基準

1 施設整備による直接的な効果等

評価する内容	評価の方法	配点
(1) 施設整備を実施する中心 的な経営体の評価(中心的な経営 体が取り組む場合)	中心的な経営体が、施設整備により収益向上が見込まれるかについて評価する。	15 点
① 施設の活用等の準備状況 が整っており、行動計画に沿 った活用が見込まれる。	整備した施設の活用等に係る準備状況(労働力や補助残 の手当)及び施設整備後の畜産物や堆肥等の供給先につ いて十分調整されており、整備する施設が行動計画に沿 って確実に活用され、効果が発揮されると見込まれるか。 また、整備した施設で家畜伝染病が発生した場合におい て、迅速な防疫措置を講じるための体制が構築されてい るか。	最大 5 点
② 中心的な経営体自身の収 益向上が図られている。	中心的な経営体自身の収益が十分に向上すると見込ま れるか。 施設整備の内容、行動計画における施設の利用の具体的 な内容から、中心的な経営体の収益向上の効果の達成が期 待されるか。 特に、対象となる畜産物の価格低迷時や、供給量が県計 画等で定めた目標値に迫っている場合においては、単に増 産を図るのではなく、コスト削減等について十分に検討さ れており、中心的な経営体の収益の向上に配慮がされてい るか。	最大 5 点
③ 中心的な経営体へのサポ ート体制が構築されている。	地域においてCS・CBSやコントラクター、TMRセンター等 のハード面でのサポート体制が構築されているか。 また、施設整備事業及び整備した施設の利用に関する中 心的な経営体に対し、関係機関等のその他の構成員によ って技術、販売、資金等の観点から、ソフト面でのサポ ート体制が構築されているか。	最大 5 点
(2) 施設整備を実施する後継者 不在経営体及び経営継承者の 評価(経営基盤継承に取り組む 場合)	後継者不在経営体の施設を補改修することにより地域 の生産基盤の維持・改善が見込まれるかについて評価す る。	15 点
① 施設の活用等の準備状況 が整っており、行動計画に沿 った活用が見込まれる。	整備した施設の活用等に係る準備状況(労働力や補助残 の手当等)及び施設整備後の畜産物や堆肥等の供給先につ いて十分調整されており、整備する施設が行動計画に沿 って確実に活用され、効果が発揮されると見込まれるか。	最大 5 点
② 後継者不在経営体の収益 向上が図られている。	後継者不在経営体の収益が十分に確保されると見込ま れるか。 施設整備の内容、行動計画における施設の利用の具体的 な内容から、後継者不在経営体の収益向上の効果の達成が 期待されるか。	最大 5 点
③ 施設整備をする後継者不 在経営体及び経営継承者へ のサポート体制が構築され ている。	地域においてCS・CBSやコントラクター、TMRセンター等 のハード面でのサポート体制が構築されているか。 施設整備事業及び整備した施設の利用に関する後継者 不在経営体及び経営継承者に対し、関係機関等のその他の 構成員によって、技術、販売、資金等の観点から、ソフト 面でのサポート体制が構築されているか。	最大 5 点

(3) 施設整備による生産基盤強化、新規就農の確保、飼料自給率等への効果 (規模拡大要件で取り組む場合)	施設整備による飼養管理の改善を通じた収益力強化、飼料自給率等への効果を行動計画との整合性、それぞれの効果の伸び率（規模の大小によらない）により評価する。 ① 家畜飼養管理施設・家畜排せつ物処理施設 (飼養頭羽数の伸び率) <table><tr><td>新設</td><td>(補改修のみ)</td><td>点数</td></tr><tr><td>・ 100%以上</td><td>(50%以上)</td><td>5 点</td></tr><tr><td>・ 50%以上</td><td>(25%以上)</td><td>4 点</td></tr><tr><td>・ 30%以上</td><td>(15%以上)</td><td>3 点</td></tr><tr><td>・ 10%以上</td><td>(5 %以上)</td><td>2 点</td></tr><tr><td>・ 10%未満</td><td>(5 %未満)</td><td>1 点</td></tr><tr><td>・ 新規就農の場合</td><td></td><td>5 点</td></tr></table> ② 自給飼料関連施設 (飼料の作付面積、収穫量、単収又は飼料自給率の拡大) 整備前の自給飼料作付面積等に応じて、次の配点を行う。 <table><tr><td colspan="2">新 設</td><td>点数</td></tr><tr><td>(600ha未満)</td><td>(600ha以上)</td><td></td></tr><tr><td>・ 20%以上</td><td>10%以上</td><td>5 点</td></tr><tr><td>・ 10%以上</td><td>5 %以上</td><td>4 点</td></tr><tr><td>・ 8 %以上</td><td>4 %以上</td><td>3 点</td></tr><tr><td>・ 6 %以上</td><td>3 %以上</td><td>2 点</td></tr><tr><td>・ 6 %未満</td><td>3 %未満</td><td>1 点</td></tr></table> ※ 補改修の場合は、600ha以上の配点に準じる。 ③ 畜産物加工施設 (整備した畜産物加工施設における全処理量に対する当該協議会構成員の生産した畜産物の処理量の割合) <table><tr><td>・ 100%</td><td>5 点</td></tr><tr><td>・ 80%以上</td><td>4 点</td></tr><tr><td>・ 60%以上</td><td>3 点</td></tr><tr><td>・ 50%以上</td><td>2 点</td></tr><tr><td>・ 50%未満</td><td>1 点</td></tr></table>	新設	(補改修のみ)	点数	・ 100%以上	(50%以上)	5 点	・ 50%以上	(25%以上)	4 点	・ 30%以上	(15%以上)	3 点	・ 10%以上	(5 %以上)	2 点	・ 10%未満	(5 %未満)	1 点	・ 新規就農の場合		5 点	新 設		点数	(600ha未満)	(600ha以上)		・ 20%以上	10%以上	5 点	・ 10%以上	5 %以上	4 点	・ 8 %以上	4 %以上	3 点	・ 6 %以上	3 %以上	2 点	・ 6 %未満	3 %未満	1 点	・ 100%	5 点	・ 80%以上	4 点	・ 60%以上	3 点	・ 50%以上	2 点	・ 50%未満	1 点	5 点
新設	(補改修のみ)	点数																																																				
・ 100%以上	(50%以上)	5 点																																																				
・ 50%以上	(25%以上)	4 点																																																				
・ 30%以上	(15%以上)	3 点																																																				
・ 10%以上	(5 %以上)	2 点																																																				
・ 10%未満	(5 %未満)	1 点																																																				
・ 新規就農の場合		5 点																																																				
新 設		点数																																																				
(600ha未満)	(600ha以上)																																																					
・ 20%以上	10%以上	5 点																																																				
・ 10%以上	5 %以上	4 点																																																				
・ 8 %以上	4 %以上	3 点																																																				
・ 6 %以上	3 %以上	2 点																																																				
・ 6 %未満	3 %未満	1 点																																																				
・ 100%	5 点																																																					
・ 80%以上	4 点																																																					
・ 60%以上	3 点																																																					
・ 50%以上	2 点																																																					
・ 50%未満	1 点																																																					
(4) 生産効率の改善による畜産物の出荷量又は収益等の向上効果 (生産効率改善要件で取り組む場合又は経営基盤継承の取組の場合)	生産効率の改善による畜産物の出荷量又は収益等の向上効果を、その伸び率により評価する。 <table><tr><td>・ 10%以上</td><td>5 点</td></tr><tr><td>・ 5 %以上</td><td>4 点</td></tr><tr><td>・ 3 %以上</td><td>3 点</td></tr><tr><td>・ 1 %以上</td><td>2 点</td></tr><tr><td>・ 1 %未満</td><td>1 点</td></tr></table>	・ 10%以上	5 点	・ 5 %以上	4 点	・ 3 %以上	3 点	・ 1 %以上	2 点	・ 1 %未満	1 点	5 点																																										
・ 10%以上	5 点																																																					
・ 5 %以上	4 点																																																					
・ 3 %以上	3 点																																																					
・ 1 %以上	2 点																																																					
・ 1 %未満	1 点																																																					

(5) 収益向上効果に対する投資効率	総事業費が3億円を超える事業について、「収益向上効果（経営体の所得向上効果）」 ÷ 「総事業費」で算出される値により、収益向上効果に対する投資効率を評価する。 「収益向上効果（経営体の所得向上効果）」 「総事業費」 の値に応じて、5点から減点 ・ 1%未満 : 4点減 ・ 1%以上3%未満 : 3点減 ・ 3%以上6%未満 : 2点減 ・ 6%以上9%未満 : 1点減 ・ 9%以上又は総事業費3億円以下の事業 : 減点なし	5点
--------------------	---	----

注：取組内容に応じて、（１）又は（２）及び（３）又は（４）を選択すること。

2 施設整備の地域全体への波及効果等

評価する内容	評価の方法	配点
(1) 施設整備と畜産クラスター計画の整合性	施設整備と畜産クラスター計画との整合性、関連する取組の具体性等から、当該施設整備による効果の実現可能性を評価する。	12点
① 施設整備の内容と行動計画の内容が整合的である。	施設整備の規模、機能、利用方法が、行動計画で実施することとしている取組に照らして適切なものであるか。 (不必要な機能を有する施設整備の内容となっていないか。継続的な利用によりクラスター計画の目標を達成できると見込める利用方法となっているか。)	最大6点
② 施設整備の内容と収益向上効果が整合的である。	整備した施設を利用した取組が行動計画に沿って着実に行われた場合、地域全体の収益向上に効果的なものとなっているか。	最大6点
(2) 政策課題への対応		12点
① 畜産クラスター計画に示された政策課題に対して効果を有する。	畜産クラスター計画に示された政策課題（「特に推進すべき課題」、県計画等に整合する課題）に対して、効果的な施設として利用されると見込まれるか。	最大6点

② 県、市町等が課題への対応状況を把握し、必要な支援を行える。	県、市町等の各種計画に示された政策課題に対応する施設であり、県等が施設の利用状況を確認・把握することができ、必要な支援を行うほか、施設利用の成果を計画的に活用する方策が存在するか。	最大 6 点
(3)整備した施設に係る活用方法・効果の地域的な共有		11点
① 整備した施設の活用方法について地域的な体制が整備されている。	ア) 共同利用施設 整備した施設の共同利用を通じた取組について、共同利用施設が多くの経営体に効果的に活用されるための方法・計画についての関係者間での話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、その方法・計画の理解が醸成されているか。 イ) 個々の中心的な経営体又は後継者不在経営体の施設 個々の中心的な経営体又は後継者不在経営体が整備した施設を地域的な連携により活用する取組について、地域全体での目標や個々の中心的な経営体又は後継者不在経営体の取組の効果を地域に波及するための方法・計画についての話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、それが個々の経営体の実際の取組につながるよう協議会事務局等により、広報・指導、推進などが行われているか。	最大 6 点
② 施設整備の効果について、地域内で状況の報告体制が構築されており、成果が得られていない場合の改善策が講じられる。	整備した施設を活用する取組の実施状況が報告、把握されるようになっているか。また、予定どおりの成果が得られていない場合等については、取組の効果や改善方法に関する話し合い等を通じて、状況改善に努めるようになっているか。	最大 5 点

合計 60点

3 加算事項

知事は、総合評価の実施に当たり、以下に該当する場合には、「施設整備の事業計画に係る総合評価」の合計点に、それぞれの点数を加算することができるものとする。

なお、以下の各計画にあつては、目標年度は、事業実施後5年とし、その進捗状況を把握できるものであること。

- (1) 国産飼料の生産・利用拡大のための加算（5%以上、10%未満に該当すれば5点、10%以上に該当すれば10点）

国産飼料の生産・利用を拡大するため、畜産クラスター計画において、政策課題として「国産飼料の拡大」を選択している取組に位置付けられた施設整備について、取組主体が以下の

いずれかに該当する計画を有しており、その行動計画の実現可能性が高く評価できる場合であって、その生産又は利用について、供給する側と利用する側の間で、今後、3年間以上にわたる契約等の具体的な取決めがなされている場合

① 国産飼料（構築連携により供給を受ける飼料を含む。）の生産拡大の具体的な数値目標が設定されており、利用量の割合が現状値に比べ、5%以上10%未満又は10%以上向上する計画となっている場合

② エコフィードの利用拡大の具体的な数値目標が設定されており、利用量が現状値に比べ、5%以上10%未満又は10%以上向上する計画となっている場合

（2）畜産・酪農の生産基盤強化及び飼養管理の高度化のための加算

畜産・酪農の生産基盤強化及び飼養管理の高度化を図るため、畜産クラスター計画において、政策課題として「飼養管理の改善」を選択している取組に位置付けられた施設整備について、取組主体が以下のいずれかに該当する計画を有しており、その行動計画の実現可能性が高く評価できる場合

① 家畜の改良を効率的、効果的に行う場合（いずれかに該当すれば2点）

ア) 酪農経営にあつては、

ア) 牛群検定情報に基づいた経営の改善に取り組み、飼養する乳用牛の除籍産次又は平均産次を現状値又は地域の平均値に比べ、概ね5%以上向上する計画となっている場合

イ) 自家育成や育成牧場の活用等により、自家生産する乳用種雌牛の生産頭数を現状値に比べ、概ね5%以上向上する計画となっている場合

イ) 繁殖経営にあつては、育種価等に基づいた牛群整備を通じて経営の改善に取り組み、分娩間隔又は初産月齢を現状値又は地域の平均値に比べ、概ね5%以上短縮する計画となっている場合

ウ) 肥育経営にあつては、

ア) 繁殖雌牛の導入や育種価等に基づいた経営の改善に取り組み、出荷月齢を現状値又は地域の平均値に比べ、概ね10%以上短縮する計画となっている場合

イ) 乳用種（交雑種を含む。）肥育から和牛の肥育への転換を図る計画となっている場合

エ) 養豚経営にあつては、

ア) 国産種豚を導入し、産子数などの繁殖に係る情報に基づいた母豚群整備を通じて経営の改善に取り組む計画となっている場合

イ) 優良な種豚の導入等を通じた経営の改善に取り組み、母豚1頭当たりの年間離乳頭数や出荷日齢を現状値に比べ、概ね5%以上改善する計画となっている場合

オ) 養鶏経営にあつては、

ア) 差別化、地域振興又は国内の生産基盤の強化を図るために、国産鶏種を導入する計画となっている場合

イ) 優良な鶏の導入等を通じた経営改善に取り組み、卵用鶏にあつては産卵率が「鶏の改良増殖目標」における目標数値である89%（鶏群の50%産卵日齢に達した日から1年間）を超える計画となっている場合、肉用鶏にあつては育成率を現状値より、概ね2%以上改善する計画となっている場合

② 飼養管理の高度化を推進する場合（いずれかに該当すれば2点）

ア) 農場HACCPの認証を取得している、又は認証取得に取り組む計画となっている場合

イ) 国際水準GAP又はGAP取得チャレンジシステムを現に実施し、若しくは実施に取り組む計画となっている場合

③ 生産技術の向上に取り組む場合（次の全てに該当すれば2点）

ア) 生産技術の向上を図るため、以下のいずれか1以上の項目について現状水準から改善する数値目標を設定していること

ア) 受胎率

イ) 事故率

ウ) 雌畜の供用期間

エ) 分娩間隔

- e) 1 腹当たりの年間離乳頭数
 - f) その他、畜種に応じて協議会又は取組主体が設定する指標
 - イ) 技術指導を行うための、管理獣医師等専門的な知見を有した担当者を協議会内に配置し、ア)で設定した数値目標の達成に向けた取組を実施する計画となっていること
- (3) 家畜排せつ物の管理における温室効果ガスの排出削減(該当すれば2点)
- 家畜排せつ物の管理における、メタン及び一酸化二窒素の排出削減に資するため、堆積発酵や貯留と比べて温室効果ガスの排出が少ない強制発酵や放牧などによる家畜排せつ物の管理・処理を実施している場合。
- (4) 家畜の消化管由来の温室効果ガス削減の取組(該当すれば2点)
- 牛への脂肪酸カルシウム飼料給与など、消化管由来の温室効果ガス削減に取り組んでいる場合(家畜排せつ物処理過程における温室効果ガス排出削減は含まない。)
- (5) 耕種農家との連携(該当すれば2点)
- 耕種農家のニーズを踏まえつつ、堆肥の高品質化やペレット化等に取り組んでおり、自家圃場のみならず、耕種農家等へ堆肥の供給を行っている場合
- (6) 経営の協業化を図るための加算(①から④までのうち、2つに該当すれば3点、3つ以上に該当すれば4点)
- 畜産クラスター計画において、以下の方法で経営の協業化を行う計画を有しており、その実現可能性が高く評価できる場合。
- ① 協業化のあり方として、生産工程(飼料収穫、飼養管理及び家畜排せつ物処理)の全部又は一部について、複数の畜産経営が共同で実施するために、別組織を設立し、積極的な経営展開(飼養頭羽数の増加、畜産物等の出荷量の増加、畜産物等の有利販売等)を図ること又は生産コストの低減を図ること
 - ② 協業化のあり方として、消失が懸念される畜産経営(後継者不在、高齢化、施設の老朽化等)の経営資源(家畜、飼養管理技術、施設、飼料生産基盤等)の全部又は一部を新たに設立する法人経営体または既存の法人経営体に継承すること
 - ③ 協業化した組織及び参画する畜産経営が法人化または法人同士の統合等を行い、後継者の確保についての明確なビジョン(雇用の計画を有している、当該法人への子弟の就農が確実と見込まれる等)を有していること
 - ④ 作業体系が効率化されていること(省力化機械が導入され飼養管理技術に関する技術的なサポート体制が整っていること、部門管理が明確化され明確な責任体制がとられていること及び従業員の福利厚生・役職員の休日の確保の体制が確立されていることの全てを満たすこと)
- (7) 農福連携の取組を推進するための加算(該当すれば2点)
- 農福連携の取組を現に実施し、又は取り組む計画となっている場合。
- (8) 家畜伝染病対策を意識した施設に対する加算(該当すれば2点)
- 家畜を飼養する施設への出入り口部分に前室を設置する等の家畜伝染病対策を意識した施設になっている場合
- (9) みどりの食料システム法に基づく認定に対する加算(該当すれば5点)
- 取組主体が、みどりの食料システム法に基づき、以下の計画の認定を受けている、又は受ける見込みである場合
- ・環境負荷低減事業活動実施計画
 - ・特定環境負荷低減事業活動実施計画

4 減算事項

知事は、総合評価の実施に当たり、以下の事項について確認がされない場合においては、「施設整備の事業計画に係る総合評価」の合計点から、それぞれの点数を減算するものとする。

(1) 事業環境の整備及び適正な補助事業執行に係る減算

- ① 取組主体において、家畜排せつ物の管理等が関係法令に基づき適正に行われており、施設整備後もその規模に応じて、適切な家畜排せつ物等の処理が行われる計画となつて

いること。(確認がされない場合の減算点：10点)

- ② 地域住民等に対する事業説明が適切になされており、事業が円滑に実施されると見込まれること。(確認がされない場合の減算点：10点)

※「地域住民等に対する事業説明が適切になされており」とは、地域の状況に応じて、必要により複数回にわたり事業説明が実施されていることをいう。

※「事業が円滑に実施されると見込まれること」とは、事業説明の実施の結果、住民合意が得られていること、又は、得られることが確実と見込まれる状況になっていることをいう。

- ③ 取組主体及び事業実施主体である協議会の代表者が、過去に他の国庫補助事業により施設整備を行っている場合、その施設に関して、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律その他関係規程に基づき、適切な利用、報告等がなされていること。(確認がされない場合の減算点：10点)

(2) 政策課題の方向性に係る減算

- ① 肉用牛繁殖雌牛の飼養頭数が増加しない場合の減算

家畜飼養管理施設を整備(補改修を含む。)する中心的な経営体(繁殖経営、肥育経営のいかんを問わず、全ての肉用牛経営)において、飼養される繁殖雌牛が現状に比べ増える計画となっていること、又は、当該中心的な経営体において繁殖雌牛が現状に比べ増える計画となっていない場合にあっては、当該中心的な経営体を含む地域の連携により、畜産クラスター協議会全体で飼養される繁殖雌牛が現状に比べ増える計画となっていること。(該当しない場合の減算点：5点)

- ② 国産飼料の生産・利用拡大に取り組まない場合の減算

畜産クラスター計画において、政策課題として「国産飼料の拡大」を選択し、家畜飼養管理施設を整備(補改修を含む。)する中心的な経営体を利用する国産飼料(エコフィードを含む)の割合が増える計画となっていること。(該当しない場合の減算点：5点)

- ③ 県計画や市町村が設定する生産数量等の目標を大幅に超過するような規模拡大を行う場合等の減算

県計画や市町村が設定する生産数量等の目標を大幅に超過するような規模拡大を行う計画や、県が迅速な防疫作業を行えないと判断するような大規模経営体が更に飼養規模を拡大する計画となっていること。または、対象となる畜産物の需給が緩和傾向にある場合若しくは対象となる畜産物の価格が低水準の傾向にある場合において大幅に飼養規模を拡大する計画となっていること。(該当する場合の減算点：5点)

- ④ 複数回事業に取り組む場合の減算

過去に施設整備事業を実施した中心的な経営体が再度取り組む場合(該当する場合の減算点：2点×事業の取組回数から1を差し引いた値)

(別添)

《政策課題と特に推進すべき取組》

- i) 新規就農の確保
 - (恒常的かつ組織的な新規就農希望者の確保対策)
 - (恒常的かつ組織的な離農農場情報の収集と新規就農希望者への提供)
 - (恒常的かつ組織的な新規就農者の技術習得支援)
 - (組織的な高齢生産者から新規就農者への知識・経験の継承の取組)
- ii) 担い手の育成
 - (恒常的かつ組織的な担い手への技術習得支援)
 - (組織的な取組による担い手の農場等を活用した技術実証)
 - (生産者グループによる勉強会の実施)
 - (管理獣医師や経営アドバイザーを活用した外部評価)
- iii) 労働負担の軽減
 - (組織的な取組による放牧の実施)
 - (外部支援組織 (TMR センター、コントラクター、CS、CBS、ヘルパー) の利用拡大)
 - (省力化ロボットの導入)
 - (ICT を活用した精密飼養管理システムの導入・活用)
- iv) 飼養管理の改善等を通じた収益力強化
 - (外部支援組織 (TMR センター、コントラクター、CS、CBS、ヘルパー) の利用拡大)
 - (乳用牛の後継牛の確保・育成)
 - (肉用牛の繁殖雌牛の増頭)
 - (繁殖・肥育一貫経営への移行)
 - (性判別技術や受精卵移植技術の活用)
 - (マルチサイト方式の導入)
 - (オールインオールアウト方式の導入)
 - (地域的・組織的な家畜改良の取組への参画)
 - (飼養規模の拡大 (酪農を除く))
- v) 国産飼料の拡大
 - (外部支援組織 (TMR センター、コントラクター) の利用拡大)
 - (国産飼料の流通体制の整備)
 - (耕種農家との連携推進)
 - (放牧の取組拡大)
 - (子実用とうもろこし等の新たな濃厚飼料原料の生産・利用)
 - (飼料用米・稲 WCS の利用拡大)
 - (エコフィードの生産・利用の拡大)
 - (国産稲わら収集・利用の拡大)
 - (気象リスクに対応した飼料生産の推進)
- vi) 畜産環境問題への対応
 - (堆肥の高品質化・ペレット化)
 - (堆肥の広域流通)
 - (畜産環境アドバイザーの活用)
 - (臭気対策として、高度で最適な低減技術 (バイオフィルター、光触媒等) の活用)
 - (汚水処理対策として、高度で最適な処理技術 (活性汚泥処理、膜処理等) の活用)

(地方公共団体が参画した地域理解の醸成)
(耕畜連携の推進)

vii) 既存の生産基盤の有効活用

(地域的・組織的な支援体制の構築)
(外部支援組織 (TMR センター、コントラクター、CS、CBS、ヘルパー) の利用拡大)
(省力化機械の導入)
(中長期的な人材育成と円滑な経営継承)
(経産牛供用期間の延長、雌子牛生産の拡大)

viii) 経営資源の継承

(恒常的かつ組織的な経営継承者の確保)
(恒常的かつ組織的な後継者不在経営体の情報の収集と経営継承者への提供)
(恒常的かつ組織的な経営継承者への飼養技術や経営知識習得支援)
(組織的な後継者不在経営体から経営継承者への知識・経験の継承の取組)

ix) その他知事が別途定める課題

i) ～viii) 以外の取組であって、「長崎県計画チャレンジ 2020」又は「新ながさき農林業・農山村活性化計画」に位置付けられた地域の畜産の収益力向上に資すると認められる課題。)

別添2（第7の1の（4）関係）

総合評価方針

1 評価員

下記の者が評価にあたるものとする。

- （1）長崎県 農林部長
- （2）長崎県 農林部次長（2名）
- （3）長崎県 農林部 農政課長
- （4）長崎県 農林部 畜産課長

2 評価事務局

- （1）長崎県 農林部 畜産課長
- （2）長崎県 農林部 畜産課 総括課長補佐
- （3）長崎県 農林部 畜産課 肉用牛振興班長
- （4）長崎県 農林部 畜産課 畜産経営班長
- （5）長崎県 農林部 畜産課 家畜衛生班長

3 評価の方法

評価員が別添1に定められた総合評価基準に基づき計画を評価する際は、下記方法によるものとする。

（1）評価案の作成

ア 評価案は、2の評価事務局により作成するものとする。（ただし、2の（4）から（5）の者については、評価対象となる計画の事業を所掌する場合のみ参加するものとする。）

イ 評価案の作成は原則、全員一致によるものとし、意見が分かれる際は、意見が分かれた旨を付して評価案とする。

ウ 総合評価基準に定められた配点は、評価基準が定量的なものである場合はその評価基準に従い配点を行い、定量的なものでない場合は評価基準の要素を全て含むと認められるものについては配点基準の上限の配点を行うものとする。

エ ただし、同時に複数の事業実施主体から申請があった場合であって、事業実施主体間の評価基準に明らかな優劣が認められ、かつ、その評価基準が定量的なものでない場合は、最も優れたものには配点基準の上限を、他のものには当該優劣に応じた配点を行うものとする。

（2）評価

ア （1）により作成された評価案について、1の評価員による評価を行う。

イ その他、評価に当たり必要な事項については、評価員により別途協議するものとする。

別添 3

肉用牛・酪農重点化枠により実施する事業

第1 事業の内容

肉用牛・酪農の生産基盤の強化を進めるために肉用牛・酪農重点化枠を設け、施設整備事業（長崎県畜産クラスター構築事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））実施要領（以下「県要領」という。）第3の1の施設等の整備及び同2の家畜の導入をいう。以下同じ。）、機械導入事業（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（以下「国要領」という。）別紙2の第1の1の畜産経営強化支援事業をいう。以下同じ。）及び実証支援事業（国要領別紙3の第1の1の畜産クラスター実証支援事業をいう。以下同じ。）を一体的に実施することができるものとする。

肉用牛・酪農重点化枠の事業メニュー、取組内容及び要件は別表1のとおりとする。

第2 肉用牛・酪農重点化枠における特例

- 1 施設整備事業については、県要領に準ずるものとし、畜産クラスター計画に位置付けられた取組であって、実証支援事業を実施する場合に限り支援対象とするものとする。

（1）施設等の整備における特例

県要領第3の1の施設等の整備の対象に、地域活性化施設を加え、この場合の補助対象の基準及び補助率については別表2のとおりとする。

（2）家畜の導入における特例

県要領第3の1の（1）の家畜飼養管理施設の整備を行い、かつ畜産クラスター計画に基づき、当該施設において購入した家畜の飼養を行うことにより規模拡大を行う中心的な経営体等に対して、その購入に要する経費の一部を補助するものとし、補助対象基準及び補助率については、県要領の別表1の区分の欄の2の家畜の導入に関する補助対象基準及び補助率の欄に掲げる規定を準用する。この場合において、補助対象基準の欄の2中「県要領第6の2の者に貸し付ける」とあるのは、「別添3の第2の1の（2）の者に対する補助対象となる」と読み替えることができるものとし、読み替えるときは、同欄の3のアは適用しないものとする。

（3）複数年度にわたり実施する事業に関する手続

ア 事業実施主体は、次のいずれかの場合にあつては、複数年度にわたる事業実施計画を事業を実施する年度ごとに作成し、知事に提出することができるものとする。

（ア）新規就農等の初期投資を抑えつつ、計画的に飼養頭数を拡大していくため、2年に分けて家畜を導入する場合

（イ）一の取組主体が互いに関連性の高い施設を複数年度にわたって整備することで効果的かつ効率的な事業実施が可能である場合

（ウ）複数の取組主体が連携し、互いに関連性の高い施設を複数年度にわたって整備することで効果的かつ効率的な事業実施が可能な場合であつて、畜産クラスター計画に定める効果の発揮にとって一体の計画として実施することが不可欠であるとき

イ 市町長は、事業実施主体から複数年度にわたる事業実施計画の提出があつた場合には、その妥当性を確認し、適切と認める範囲において、事業実施計画として知事に承認の申請を行うことができるものとする。

ウ 知事は、市町長からイの複数年度にわたる事業実施計画の提出があった場合には、その内容を審査・確認の上、事業の適切な実施及び成果目標の達成が確実と見込まれる場合には、複数年度にわたる事業実施計画の全部又は一部を承認することができるものとする。

エ ウの承認を受けた市町長は、第7の（7）の事業実績報告により、年度ごとの事業実施計画に重要な変更がないこと及び事業が計画どおりに実施されていること等を確認し、その結果を知事に報告するものとする。

オ エの報告を受けた知事は、その内容を確認し、必要に応じて指導等を行うとともに、事業の適切な実施及び事業の成果目標の達成が見込まれない場合には、事業実施計画の承認の取消等を行うことができるものとする。

カ アからウまでにより承認された事業実施計画に係る補助金の交付手続については、原則として毎年度行うものとする。

2 機械導入事業

機械導入事業については、国要領別紙2に準ずるものとし、畜産クラスター計画に位置付けられた取組に必要な機械導入であって、実証支援事業を実施する場合に限り支援対象とするものとする。

3 実証支援事業

実証支援事業については、国要領別紙3に準ずるものとし、畜産クラスター計画に位置付けられた取組に限り支援対象とするものとする。

第3 事業の実施

1 肉用牛・酪農重点化枠により事業を実施する場合にあつては、畜産クラスター計画において、別表1に示す事業メニュー及び取組内容ごとに地域システムの核となる施設の利用、取組の実施等を通じて参画する構成員及びその取組における構成員の役割を明らかにした上で、畜産クラスター計画の目的、取組の内容、行動計画及び期待される効果を記載するものとする。

2 1の記載に当たっては、目的欄に現状水準に係る取組水準を記載するとともに、期待される効果の欄に目標水準に係る目標を記載するものとする。

別添3－別表1（第1関係）

事業メニュー		取組内容	要件
1 肉用牛	(1) 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築	以下の(1)から(3)までの取組を中心的な経営体と協議会の構成員が連携により一体的に行うこと。 (1) 飼料生産業務、ほ育・育成業務、繁殖業務の全て又はいずれかを外部化又は分業化する取組 (2) 上記(1)に取り組む肉用牛経営における繁殖雌牛の増頭又は子牛生産頭数の拡大に資する取組 (3) 飼養管理の適正化のため、以下のアからウまでのいずれかについての実証・調査 ア 繁殖技術(受胎率、分娩間隔等)の向上 イ ほ育・育成技術の改善による事故率の低減 ウ その他繁殖雌牛の増頭に資する実証	1 現状水準 以下の(1)から(10)までのうち4つ以上の取組が行われていること。 (1) 飼料生産の外部化 取組に参画する構成員が、飼料生産を専門的に行う外部支援組織(TMRセンター、コントラクター等)を利用していること。 (2) ほ育・育成の外部化 取組に参画する構成員が、ほ育・育成を専門的に行う外部支援組織(キャトルステーション、育成牧場等)を利用していること。 (3) 繁殖・分娩管理の外部化 取組に参画する構成員が、分娩管理を専門的に行う外部支援組織(キャトルブリーディングステーション、繁殖センター等)を利用していること。 (4) 繁殖肥育の地域内一貫生産 取組に参画する構成員が、繁殖肥育の一貫生産(複数の構成員による地域の取組も含む)に取り組んでいること。 (5) 放牧 取組に参画する構成員が、放牧を実施していること。 (6) 交雑種雌牛を活用した一産取り肥育 取組に参画する構成員が、交雑種雌牛を活用した一産取り肥育を実施していること。 (7) 発情発見装置等の省力化機械の普及・定着 取組に参画する構成員が、発情発見装置、分娩監視装置、哺乳ロボット等の省力化機械を導入していること。 (8) 衛生管理、暑熱対策等適切な飼養衛生管理 取組に参画する構成員を含み、地域として、衛生管理や暑熱対策等の飼養管理に取り組んでいること。 (9) 耕畜連携 取組に参画する構成員が、地域の耕種農家と連携し、耕種農家による飼料の生産・供給、畜産農家による堆肥の供給等の耕畜連携に取り組んでいること。 (10) 継続的な研修生の受入れ 取組に参画する構成員が、直近5年以内に、研修生を2回以上受け入れた実績を有すること。 2 目標水準 事業実施年度の翌年度から5年以内に達成する目標として、以下の(1)の計画及び(2)から(4)までのうちいずれか1つの計画を有すること。
	(2) 受精卵移植技術の活用拡大(一産取り肥育の拡大)	以下の(1)から(3)までの取組を中心的な経営体と協議会の構成員が連携により一体的に行うこと。 (1) 交雑種雌牛を活用した一産取り肥育の取組 (2) 上記(1)により生産された和子牛のほ育・育成体制の構築又はスモール市場取引の活性化を図る取組 (3) 一産取り肥育技術の確立のための実証・調査	
	(3) ICTの活用推進	以下の(1)から(3)までの取組を中心的な経営体と協議会の構成員が連携により一体的に行うこと。 (1) 発情発見装置、分娩監視装置、哺乳ロボット等の省力化機械の普及・定着・活用のための取組 (2) 上記(1)に取り組む肉用牛経営における繁殖雌牛の増頭又は子牛生産頭数の拡大に資する取組 (3) 省力化機械の有効活用のための実証・調査	
	(4) 繁殖・肥育一貫体制の構築	以下の(1)から(3)までの取組を中心的な経営体と協議会の構成員が連携により一体的に行うこと。 (1) 繁殖雌牛を増頭し、一貫生産体制を構築する取組	

		(2) 一貫生産による肥育開始月齢の早期化及び肥育牛出荷月齢の早期化に資する取組 (3) 飼養管理等の適正化のための以下のアからウまでのいずれかについての実証・調査 ア 肥育開始月齢の早期化 イ 肥育牛出荷月齢の早期化 ウ その他繁殖雌牛の増頭に資する実証	(1) 繁殖雌牛飼養頭数の増加 取組に参画する構成員が、繁殖雌牛の飼養頭数を5%以上増頭すること。 (2) 繁殖雌牛1頭当たりの子牛出荷頭数の増加 取組に参画する構成員を含み、地域の繁殖雌牛1頭当たりの子牛出荷頭数が0.9頭以上となること。 ※繁殖雌牛1頭当たりの子牛出荷頭数＝地域の子牛出荷頭数^(注1)(自家保留を含む)／地域の繁殖雌牛の飼養頭数^(注2) (注1) 乳用種への受精卵移植により産出された肉用種子牛は含まない。 (注2) 一産取り肥育のレシピエントについては、繁殖雌牛の飼養頭数には含まない。 (3) 肥育牛出荷月齢の短縮 取組に参画する構成員を含み、地域の平均肥育牛出荷月齢を3%以上短縮すること。 (4) 中心的な経営体の収益性向上 施設整備を実施した中心的な経営体の収益性が15%以上向上すること。
2 酪農 (乳用牛)	(1) 乳用後継牛の確保・育成の推進	以下の(1)から(3)までの取組を中心的な経営体と協議会の構成員が連携により一体的に行うこと。 (1) 性判別精液(受精卵)を活用した乳用後継牛を計画的に増産する取組 (2) 地域で計画的に育成体制を構築するための以下のア又はイの取組 ア 個々の農家における自家育成頭数の拡大 イ ほ育・育成センターを活用した育成頭数の拡大 (3) 飼養管理等の適正化のための以下のアからウまでのいずれかについての実証・調査 ア 飼養管理技術の改善による受胎率の向上や供用期間の延長 イ ほ育・育成技術の改善による事故率の低減 ウ その他乳用後継牛の増頭に資する実証	1 現状水準 以下の(1)から(11)までのうち4つ以上の取り組みが行われていること。 (1) 供用期間の延長 取組に参画する構成員が飼養する乳用牛の供用期間が、地域の平均値以上であること。 (2) 育成牛の確保 取組に参画する構成員の育成牛飼養頭数の割合が、地域の平均以上であること。 ※育成牛飼養頭数の割合 ＝乳用種雌牛の出生頭数／経産牛の飼養頭数 (3) 牛群検定への加入 取組に参画する構成員の牛群検定加入割合が、地域の平均以上であること。 (4) 飼養管理技術の改善 代謝プロファイルテストや牛群検定成績、バルククーラーの乳質変化等の評価値を用いて取組に参画する構成員に対する改善指導を行っている実績を有すること。 (5) 性判別精液(受精卵)の活用 取組に参画する構成員が、性判別精液(受精卵)の活用実績を有すること。 (6) 飼料生産の外部化 取組に参画する構成員が、飼料生産を専門的に行う外部支援組織(TMRセンター、コントラクター等)を利用していること。 (7) ほ育・育成の外部化 取組に参画する構成員が、地域内外のほ育・育成を専門的に行う外部支援組織
	(2) 分業体制の構築・省力化の推進	以下の(1)から(3)までの取組を中心的な経営体と協議会の構成員が連携により一体的に行うこと。 (1) 飼料生産業務、ほ育・育成	

		業務のいずれか又は両方を外部化、分業化する取組 (2)(1)に取り組む酪農家における搾乳作業の強化及び生産量の拡大を図るための、以下のア又はイの取組 ア 搾乳ロボットの導入等、効率的な搾乳体系の構築 イ 飼養頭数の拡大又は飼養管理の改善による生乳生産量の増加 (3) 飼養管理等の適正化のための以下のアからウまでのいずれかについての実証・調査 ア 飼料の品質、収量の向上 イ ほ育・育成技術の改善による事故率の低減 ウ 効率的な搾乳体系の構築による生乳生産量の増加	(キャトルステーション、育成牧場等)を利用していること。 (8) 搾乳ロボット等の省力化機械の普及・定着 取組に参画する構成員が、搾乳ロボット等の省力化機械を導入していること。 (9) 衛生管理、暑熱対策等適切な飼養管理 取組に参画する構成員を含む地域全体で、衛生管理や暑熱対策等の飼養管理に取り組んでいること。 (10) 耕畜連携 取組に参画する構成員が、地域の耕種農家と連携し、耕種農家による飼料の生産・供給、畜産農家による堆肥の供給等の耕畜連携に取り組んでいること。 (11) 継続的な研修生の受入れ 取組に参画する構成員が、直近5年以内に、研修生を2回以上受け入れた実績を有すること。 2 目標水準 事業実施年度の翌年度から5年以内に達成する目標として、以下の(1)の計画及び(2)から(4)までのうちいずれか1つの計画を有すること。 (1) 生乳生産量の増加 取組に参画する構成員の生乳生産量が4%以上増加すること。 (2) 供用期間の延長 取組に参画する構成員の平均分娩産次又は飼養する経産牛の平均月齢が、地域の平均値を4%以上上回ること。 (3) 育成牛の確保 取組に参画する構成員を含む、地域の育成牛飼養頭数の割合が、県の育成牛飼養頭数の割合を4%以上上回ること。 ※育成牛飼養頭数の割合＝乳用雌子牛の飼養頭数／経産牛の飼養頭数 (4) 中心的な経営体の収益性向上 施設整備を実施した中心的な経営体の収益性が15%以上向上すること。
--	--	--	--

別添 3－別表 2（第 2 の 1 関係）

区分		補助対象基準	補助率
1	施設等の整備		
	（６）地域活性化施設	1 取組の普及、新規就農者や担い手育成のために必要な施設であること。 ただし、外国人技能実習制度に基づき受け入れている外国人技能実習生の宿泊滞在施設は除く。 2 整備する施設等は、次のとおりとする。 ア 座学等を行う研修施設 イ 宿泊滞在施設 ウ その他研修に必要な施設・設備	1／2 以内

別添 4

令和 5 年度補正予算（国）により実施する事業

第 1 事業の内容

- 1 令和 5 年度補正予算（国）により実施する場合にあつては、通常枠のほか、中山間地域の農業所得向上へのインフラ整備等を加速するための中山間地域優先枠及び、輸出の安定的な拡大に資する生産余力を創出するための輸出拡大優先枠を設けるものとする。
- 2 事業のメニュー、取組内容及び要件は別表 1 のとおりとし、中山間地域優先枠及び輸出拡大優先枠に該当する取組については、予算の範囲内で優先的に事業を実施することができるものとする。
- 3 市町長は、中心的な経営体等が行う長崎県畜産クラスター構築事業実施要領（以下「県要領」という。）第 3 の 1 の施設等の整備及び同 2 の家畜導入の取組に対し、これに要する経費の一部の補助を行うことができるものとする。
この場合における県要領の技術的読替えは別表 2 のとおりとし、県要領第 7 の 1 の（6）から（8）までの規定は、適用しない。

第 2 中山間地域優先枠における特例

- 1 第 1 の 1 の中山間地域優先枠の対象となる施設整備等は、次に掲げる中山間地域等において行われるものとする。
 - ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
 - イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
 - ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
 - エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
 - オ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
 - カ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する沖縄
 - キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島
 - ク 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島
 - ケ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に基づき指定された特別豪雪地帯
 - コ 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域
 - サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く）
 - シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 965 号）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域
- 2 中山間地域優先枠の取組に係る、事業実施計画は、市町を經由して知事に提出するものとする。
- 3 県要領第 3 の 1 の施設等の整備に当たっては、同第 9 の 12 の特認事業費を補助対象の上限とすることができるものとする。
また、この場合において、県要領別表 1 の 1 の（1）家畜飼養管理施設の補助対象基

準の欄の「市町計画で示された目標頭数規模、本事業を実施する地域における平均飼養規模又は都府県規模水準以上の経営規模となること。」とあるのは、「本事業を実施する地域における規模拡大率（飼養規模の平均増加率）以上に経営規模を拡大すること。」と、同（２）家畜排せつ物処理施設の補助対象基準の欄の「市町計画で示された目標頭数規模、本事業を実施する地域における平均飼養規模又は都府県規模水準以上に規模を拡大する施設等の整備」とあるのは、「本事業を実施する地域における飼養規模の平均増加率以上に経営規模を拡大する施設等の整備」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 4 別表１の中山間地域優先枠の取組内容欄の（１）のうち、要件欄のキに取り組む場合であって、中山間地域等の離農又は経営規模を縮小する畜産経営で飼養されていた家畜を継承し、購入するときは、その購入に要する経費の一部を補助するものとし、県要領の別表１のうち、「２ 家畜の導入」に係る補助対象基準及び補助率を準用する。この場合においては、同表の２の補助対象基準欄の２中「本要領の第６の２の者に貸し付ける」とあるのは、「別添４の第２の４の者に対する補助対象となる」と読み替え、同表の２の補助対象基準欄の３のアは適用しないものとする。

別添4-別表1（第1の2関係）

事業メニュー	取組内容	要件
通常枠	県要領の第3に準ずるものとする。	県要領の第5及び第6に準ずるものとする。
中山間地域優先枠	県要領の第3の1の施設等の整備が中山間地域等において進めるべき取組に必要な施設の整備であって、以下の（1）又は（2）のいずれかの取組に該当するものとする。 （1）個別経営が行う施設整備	県要領の第5及び第6に準ずるほか、次の要件を満たすものとする。 総事業費が2億円以下のものであって、以下のアからキまでのいずれかの取組を行うこと。 ア 中山間地域等において、放牧に継続的に取り組むこと。 イ 中山間地域等に存する傾斜地や耕作放棄地を活用した飼料生産を行うもの、又はこれらの土地で生産された飼料を継続的に利用すること。 ウ 中山間地域等の耕種農家への堆肥の供給、中山間地域等の耕種農家から飼料用米、稲わら等の受入等、耕畜連携の取組を行うこと。 エ 自らが生産する畜産物の高付加価値化に取り組むこと。 オ ほ育・育成、繁殖、飼料生産等の作業の外部化を行うこと。 カ 後継者が確保されており、当該後継者が5年以内に経営継承することが確実と見込まれること。 キ 中山間地域等の離農又は経営規模を縮小する畜産経営の家畜、畜舎、飼料畑（放牧地を含む）のいずれかを継承すること。（賃貸借による利用を含む）。
	（2）共同利用する拠点の施設整備	総事業費が2億円以下のものであって、以下のいずれかに該当するもの。 ア ほ育・育成を専門的に行う外部支援組織（キャトルステーション、育成牧場等）、分娩管理を専門的に行う外部支援組織（キャトルブリーディングステーション、繁殖センター等）等の施設整備の取組であって、当該施設の利用者の過半が当該施設を整備する中山間地域等に存すること。 イ 飼料生産を専門的に行う外部支援組織（TMRセンター、コントラクター等）が行う自給飼料関連施設の整備であって、当該施設で取り扱う飼料の過半が当該施設を整備する中山間地域等で生産されること。

輸出拡大優先枠	県要領の第3に準ずるものとする。	県要領の第5及び第6に準ずるほか、次の（1）から（3）までの全ての要件を満たすものとする。 （1）畜産クラスター協議会の構成員が生産する畜産物（当該畜産物の加工品等を含む。以下同じ。）の輸出に取り組む事業者が、畜産クラスター協議会の構成員として参画している、又は畜産物輸出コンソーシアム（畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1183号農林水産事務次官依命通知）の第4の3に定める、畜産物の生産者等、輸出事業者、食肉処理施設等を必須の構成員とした組織をいう。以下同じ。）が行う取組と畜産クラスター協議会が連携していること （注）「輸出に取り組む事業者」とは、畜産物（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳及びその加工品）に係る輸出実績を有する、又は、その体制、事業内容から継続的に輸出が行われると見込まれる企業、農業者が組織する団体、生産者等であって、事業実施から5年間は、畜産クラスター協議会の畜産物の生産に対して、輸出事業者の観点から助言を行うことができる者をいう。 （2）畜産物の安定的な輸出を確保するための生産余力を創出するため、輸出計画又は畜産物輸出コンソーシアムが有する畜産物の輸出に係る計画を踏まえた生産拡大計画を有すること （注1）「輸出計画」とは、輸出に取り組む事業者が策定する輸出の相手国、数量等、輸出に向けた将来の目標が記載された任意の計画であって、畜産クラスター協議会と共有されている計画をいう。 （注2）「生産拡大計画」とは、輸出計画又は畜産物輸出コンソーシアムが有する畜産物の輸出に係る計画を踏まえて、畜産物の安定的な輸出の確保に資するための「生産数量の拡大」、「輸出条件にあった生産方法の確保」について記載された計画をいう。なお、畜産クラスター計画の行動計画への記載をもって代えることができるものとする。
---------	------------------	--

		(3) 生産する畜産物の輸出に当たって、日本畜産物輸出促進協議会が推奨する畜種別統一ロゴマーク等を活用する計画を有すること (注) 輸出計画又は畜産クラスター計画に、日本畜産物輸出促進協議会が推奨する畜種別統一ロゴマーク等を活用する計画が記載されていること。
--	--	---

別添４－別表２（第１の３関係）

読み替える県要領の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第７の１の（１０）	（１）から（８）まで	（１）から（５）まで
第７の１の（１０）	キ 事業の完了年度の変更	キ 事業の完了年度の変更 なお、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 43 条第 1 項による歳出予算繰越の承認があった場合は、キに係る承認を受けたものとみなす。
第 11	第 7 の 1 の（8）の基金管理団体への	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産省事務次官依命通知）第 16 に基づく九州農政局長への
第 14 の 1 の（２）	基金管理団体に	国に

別添 5

飼料増産優先枠により実施する事業

第 1 事業の内容

自給飼料の一層の生産拡大・高品質化や放牧を通じた省力的かつ効率的な飼養管理技術の普及を推進し、畜産生産基盤の強化を図るために飼料増産優先枠を設け、飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会が実施する施設整備を支援するものとする。

第 2 飼料増産優先枠における特例

1 施設整備事業

施設整備事業は長崎県畜産クラスター構築事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））実施要領（以下「県要領」という。）に準ずるものとし、畜産クラスター計画に位置付けられた取組であって、中心的な経営体が国産飼料の給与量を増やすための自給飼料生産量の拡大又は国産飼料利用数量の拡大に取り組むため、別記様式の飼料増産計画を作成し、その計画の達成に向けた取組を行う場合に限り支援対象とするものとする。

（1）施設整備事業における特例

ア 対象とする施設等の整備は、県要領の第 3 の 1 の（3）自給飼料関連施設の整備及び（5）のうち（3）の施設の補改修並びに放牧関連施設の整備とし、放牧関連施設の補助対象の基準及び補助率については別表 1 のとおりとする。

イ 施設等の整備を行う取組主体が、県要領の第 5 の 1 の（2）に定める飼料生産組織に該当する者である場合、県要領の第 4 の（4）の「農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの」とあるのは、「農業（畜産を含む。）を事業として営むもの」と読み替えることができるものとする。

ウ 県要領の第 8 の 2 の成果目標は適用せず、施設等の整備を行う取組主体が飼料生産組織の場合は、飼料作物面積が現状以上になる成果目標を設定し、飼料生産組織以外の場合は、給与飼料のうち国産飼料の給与割合を 34%以上（放牧に取り組む場合にあっては、放牧地面積を 1 頭当たり 50 アール以上）とする成果目標を設定するものとする。なお、国産飼料の利用量及び成果目標の国産飼料の給与割合は、現状値を下回らないものとする。

第 3 事業の実施

飼料増産優先枠により事業を実施する場合にあっては、畜産クラスター計画において、飼料増産に係る取組内容、取組の実施等を通じて参画する構成員及びその取組における構成員の役割を明らかにした上で、畜産クラスター計画の目的、取組の内容、行動計画及び期待される効果を記載するものとする。

別表 1（第 2 の 1 の（1）の ア 関係）

区分	補助対象基準	補助率
1 施設等の整備		
(6) 放牧関連施設	1 放牧面積を拡大する取組に必要な施設であり、放牧地に固定するものに限る。 2 既存施設の補改修は除く。 3 整備する施設は、次のとおりとする。 牧柵（木柵、電気柵、ネット柵、金網柵（ロール状）、ワイヤーメッシュ柵（パネル状）等）	1／2 以内

別記様式（第2の1及び第2の2関係）

協議会名:

取組主体名(借受者名):

飼料増産計画

取組事項	取組対象事項	取組の現状				達成目標		目標年度	目標達成のための取組計画 (具体的な取組内容を記述する。)
		無	有	(面積・数量)	単位	(面積・数量)	単位		
	飼料作付に係る取組								
	青刈りとうもろこし等の高栄養作物の生産(供給目的の生産を含む)								
	アルファルファ等のマメ科飼料作物の生産(同上)								
	粗飼料(牧草等)の生産(同上)								
	稲わら(ストロー)の供給地域の確保(同上)								
	子実用とうもろこしの生産(同上)								
	生産性の向上								
	草地更新期間の短縮(供給目的を含む)								
	青刈りとうもろこし等の高栄養作物への転換(同上)								
	優良品種への転換(同上)								
	稲発酵粗飼料の品質向上(同上)								
	輸入粗飼料から国産粗飼料への転換(購入飼料を含む)								
	輸入とうもろこしから国産子実用とうもろこしへの転換(同上)								
	国産飼料の利用拡大(同上)								
	放牧の取組拡大								
	国産稲わらの利用拡大(飼料用の供給を含む)								
	エコフィードの生産・利用拡大								
	その他飼料増産に関する取組								

注1:「取組事項」欄は事業実施に当たり、新たな取組や取組を拡大しようとする事項を選んでチェックすること。
注2:「現状での取組」欄は、現状での取組の有無をチェックすること(取り組んでいるすべての事項)及び取組状況の数値を記入すること(ha、トン、kg など)。
注3:「達成目標」欄は取組計画数量(ha、トン、kg など)を記入すること。
注4:「目標達成のための取組計画」欄は、目標達成のために実施しようとする取組の具体的な内容(手段など)を記入すること

○ 成果目標:国産飼料の給与割合

現状	達成目標
%	%

別記様式第1号（第7の1の（1）関係）

番 年 月 日 号

長崎県知事 殿

住 所
市町長 氏 名

年度長崎県畜産クラスター構築事業
（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））
実施計画の（変更）承認申請について

長崎県畜産クラスター構築事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））実施要領第7の1の（1）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請します。

注：関係書類として事業実施計画書を添付すること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○－○○○－○○○○）

別記様式第1号（第8の1の（1）関係）※国様式

番
年 月 日
号

長崎県知事

殿

事業実施主体名

代表者名

年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）
実施計画の（変更）承認申請について

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付
け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙1の第8の1の（1）に基
づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請します。

注：関係書類として事業実施計画書を添付すること。

(参考様式)

番 号
 年 月 日

長崎県知事 殿

事業実施主体名
代表者名

年度長崎県畜産クラスター構築事業
(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）)
実施計画の特認事業費に係る協議について

このことについて、下記の通り協議させていただきます。

記

取組主体名：

取組主体名 (借受者名)	
特認事業費 対象施設名	
特認事業費を適用する理由	

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(参考様式)

番
年 月 号
日

長崎県知事 殿

事業実施主体名
代表者名

年度長崎県畜産クラスター構築事業
(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）)
実施に係る協議について

このことについて、下記の通り協議させていただきます。

記

取組主体名：

取組主体名 (借受者名)	
市町長を経由せずに 事業を実施する理由	

発行責任者及び担当者	
発行責任者	〇〇 〇〇 (連絡先〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
発行担当者	△△ △△ (連絡先〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

注2 畜産経営基盤継承支援事業に係る計画の場合には、件名の(施設整備事業)を(畜産経営基盤継承支援事業)と記載すること。

注2 畜産経営基盤継承支援事業に係る計画の場合には、件名の(施設整備事業)を(畜産経営基盤継承支援事業)と記載すること。

1 事業計画総括表

- (1) 事業実施主体名:
(2) 畜産クラスター計画の名称:
(3) 畜産クラスター計画の都道府県認定年月日:
(4) 取組主体毎の取組及び事業費等

No	市町村・ 地区名	取組主体名	認定計画にお ける取組の位 置づけ (注1)	取組の効果 (注2)	経営区分 (注3)	畜種区分 (注4)	施設整備等(概要)	総事業費 (円)					備考
									補助金 (円)	事業実施主体 (円)	取組主体 (円)	その他 (円)	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
合計													

注1:クラスター計画に記載された取組の記載箇所(番号等)を記入する。
注2:取組の効果には、クラスター計画に記載された取組により期待される効果(生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出等)を記入する。
注3:経営区分には、取組主体の経営別(市町村、公社、農協、畜産経営、受託組織 等)を記入する。
注4:畜種区分には、飼養する家畜の区分(酪農、肉用牛繁殖、肥育、一貫、養豚、採卵鶏、肉用鶏 等)及び品種・種別(ホル、黒毛、F1 等)を記入する。
注5:「備考」には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。

2 クラスター計画における目標

取組の効果	効果の指標	現状 (●年度)	最終目標 (■年度)	増減 (増減率)

※ 最終目標年度は施設整備した年度から6年以内に設定すること。(取組の内容毎に異なる場合は、分けて記入する。)

取組主体別(又は施設の貸付先)の事業実施計画

※別添として、取組主体（取組主体が複数の者に施設を貸し付ける場合には、借受者）ごとに次の事項を記載し添付するものとする。

(1) 取組主体名(法人化予定の場合は予定時期等)：

借受者(新規就農者等の場合は年齢及び後継者の有無、畜産経営基盤継承支援事業に係る施設の補改修をする場合は経営継承者及び年齢)：

(2) 経営概要

【現行(○年○月末現在)】

経営形態：	飼養方式：	労働者数：	(うち常時雇用者数：)	飼養頭数：	(頭数内訳)	飼養施設容量：
草地面積：	放牧面積：	飼料自給率：	堆肥化手法：	堆肥利用方法：		

【事業実施後(○年○月)】

経営形態：	飼養方式：	労働者数：	(うち常時雇用者数：)	飼養頭数：	(頭数内訳)	飼養施設容量：
草地面積：	放牧面積：	飼料自給率：	堆肥化手法：	堆肥利用方法：		

【経営概要(新規就農者の場合は研修の状況等)】

【生産効率向上に係る取組概要(取組要件として生産効率向上を選択する場合又は畜産経営基盤継承支援事業に係る施設の補改修をする場合)】

【生産効率向上を確実に行うための技術支援体制】

【経営継承に係る取組概要(畜産経営基盤継承支援事業に係る施設の補改修をする場合)】

【経営継承を円滑に行うための協議会の支援体制】

(3) 取組主体(借受者、後継者不在経営体及び経営継承者)の現状、認定計画における役割

(4) (3)の役割を果たすための課題及び対応方針(施設整備の内容、利用計画)

(5) 施設等の整備の内容

No	施設等の種類・内容	仕様・規模等	畜種区分	施設整備に係る目標数値						
				認定計画における施設等の位置付け及び取組の効果並びに地域への波及効果	取組要件及び成果目標	成果目標等の計画				
						現状 (●年度)	目標等(※3) (△年度)	目標等(※4) (■年)	地域の平均飼養規模等	都道府県規模水準(北海道規模水準)
1					増頭羽計画	○○頭	△△頭	(▲▲頭)	■●頭	★★頭
2					生産効率の向上効果(※1)	◎◎		□□		
3					収益性の向上効果(※2)	●●		◆◆		
4										
5										

単位:円

No	しゅん工予定又は 完了年月日	事業費	単価 (／㎡、頭)	負担区分			補助率	備考	補助残融資 担保 (該当に○)	費用対効果 分析結果	畜産経営体所得 向上効果	数値目標の検証方法
				国費	自己資金	その他						
1												
2												
3												
4												
5												
小計												
消費税												
合計												

整備予定場所:(住所)

(6) 補助残融資担保((5)の補助残融資担保に該当する施設について記載)

交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
金融機関名	融資名	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他

(7) 配合飼料価格安定制度への加入状況

☐ (事業実施年度における加入状況を確認した場合は左記□にレ点を記入して下さい。)

(8) 個人情報の取扱いの確認

私は、以下の「個人情報の取扱いについて」に記載された内容について合意いたします。

☐ (以下の個人情報の取扱いについてお読みになり、その内容に同意する場合は左記の□にレ点を必ず記入して下さい。)

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、市町村、畜産クラスター協議会は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の実施に際して得た個人情報について「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、市町村、畜産クラスター協議会は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、本計画書に記載された内容を、関係機関に必要最小限度内で提供する場合があります。

(注) 本様式は、取組主体ごとに作成するものとし、取組主体が複数の者に施設等を貸し付ける場合(新規就農者等へ貸し付ける離農農場の補改修等)には、借受者ごとに記載するものとする。

上段のNoと下段のNoを対応させ、同一の施設の内容を記入すること。

「施設整備に係る目標数値」の欄については、「クラスター計画の目標」の欄に記載された目標の達成に資する具体的な目標数値を記入すること。

「認定計画における施設等の位置付け及び取組の効果並びに地域への波及効果」については、関連する認定計画の記載箇所(番号等)を併せて記入し、「取組の効果」については、「生産コストの低減」、「高付加価値化」、「新規需要の創出」等のうち、主に該当するものを記入すること。

「取組要件及び成果目標」の欄について、「生産効率の向上」に取り組む場合にあっては、(※1)内に取組む指標(1頭当たり年間生乳出荷量、1頭当たり年間子牛出荷頭数、1頭当たり年間肉豚出荷頭数、1,000羽当たり年間鶏卵出荷量、1,000羽当たり年間肉用鶏出荷羽数、10a当たりの粗飼料生産量等)を記入し、「収益性の向上効果」については、(※2)内に「販売額の増加」、「生産コストの削減」又は「農業所得又は営業利益の増加」から該当するものを記入し、目標等(※3)は、事業実施年度の翌年度とし、目標等(※4)は、事業実施年度の翌年度から5年を超えない範囲内で畜産クラスター協議会が定める成果目標の達成年度とすること。

「畜種区分」・「飼養規模等の拡大計画」については、畜種及び種別・頭羽数、飼料作物の別・面積等を記入すること。また、必要に応じて複数の畜種名等を併記すること。

「施設等の種類・内容」、「仕様・規模」については、実施要領別紙1の別表に掲げる区分及び整備する各施設の内容について記入すること。

「備考」には、整備施設の区分ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち補助金○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額(「除税額○○○円 うち補助金○○○円」)を記入すること。

増頭羽計画の指標となる平均飼養規模について、「都道府県規模水準」を選択する場合には、「地域の平均飼養規模等」と「都道府県規模水準」をそれぞれ記入するものとし、「都道府県規模水準」は別表2に規定する該当畜種の値を記

取組主体(借受者)の定款、各種規約(取組主体が農協等の場合は農業経営規程)、総会資料等、活動内容が分かる資料、整備施設に係る設計書、事業費算出の基礎となる事業明細書、家畜排せつ物処理施設利用計画、費用対効果分析、共済又は保険等への加入に関する誓約書(参考様式)等を取組内容等に応じて添付すること。

ただし、過去に本事業を実施したことがある事業実施主体又は取組主体である場合にあっては、事業実施主体の規約等、取組主体(借受者)の定款、各種規約(取組主体が農協等の場合は農業経営規程)、総会資料等、取組主体等の構成及び活動内容が分かる資料については、過去に本事業を実施した際に提出したもので変更がないときには、これら資料について変更がないことを、共済又は保険等への加入に関する誓約書(参考様式)については、加入を予定している共済又は保険等の概要を、それぞれ畜産クラスター協議会が確認した旨の報告書を提出することで、これら資料の添付に代えることができる。

配合飼料価格安定制度への加入状況の確認については、協議会が事業実施年度における同制度の数量契約書の写しにより行うこととするが、事業実施計画の承認申請時点で加入契約が未了の場合は、共済又は保険等への加入に関する誓約書(参考様式)に準じて作成した誓約書の提出をもって確認することとし、事業実績報告の際に改めて加入状況を確認することとする(添付は不要)。

(参考様式)

国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書

年 月 日

長崎県知事 殿

取組主体名

住所

代表者名

当社は、施設の利用開始時まで、国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に加入することを誓約します。

記

1 施設等の概要

- (1) 補助事業名及び実施年度
- (2) 助成対象者名
- (3) 施設等の名称
- (4) 施設等の所在地
- (5) 施設等の構造及び規格、規模等
- (6) 総事業費（うち国庫補助金等）

2 加入を予定している共済又は保険等の概要

- (1) 共済又は保険等名(契約予定の機関又は保険会社)
- (2) 加入時期
- (3) 共済又は保険等の期間

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

別紙様式第 2 号（第 10 の 1 関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 殿

住 所
市町長名

年度長崎県畜産クラスター構築事業
（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））
成果報告書（評価報告書）（ 年度）

長崎県畜産クラスター構築事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））実施要領第 10 の 1 に基づき、別添のとおり報告します。

注：別添の成果報告書を添付すること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○－○○○－○○○○）

別紙様式第3号（第9の1関係）※国様式

番
年 月 日

長崎県知事

殿

事業実施主体
代表者名

年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
成果報告書（評価報告書）（ 年度）（※）

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付
け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙1の第9の1に基づき、別
添のとおり報告します。

注：別添の成果報告書を添付すること。

長崎県畜産クラスター構築事業成果報告書
(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業))

事業実施年度(目標年度) 年度 (年度)

都道府県・市町村名

畜産クラスター協議会(事業実施主体)名:
代表者名

(注) 畜産経営基盤経営継承支援事業の場合には、件名の(施設整備事業)を(畜産経営基盤継承支援事業)と記載すること。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(施設整備事業)成果報告書

事業実施年度(目標年度) 年度 (年度)

都道府県・市町村名

畜産クラスター協議会(事業実施主体)名:
代表者名

(注) 畜産経営基盤経営継承支援事業の場合には、件名の(施設整備事業)を(畜産経営基盤継承支援事業)と記載すること。

1 事業実施状況

番号	取組主体名 (借受者名)	対象品目・畜種名等	事業の内容			事業費(円)	負担区分(円)				しゅん功又は完了年月日	備考
			施設等の名称	工種・構造、面積等	能力・処理量		補助金	都道府県費	市町村費	その他		
計												

2 成果目標の達成状況(取組主体ごとに記入する)

取組主体名(借受主体名): ()

番号	取組の効果	取組の指標	計画時 (○年)	1年後 (△年)	2年後 (□年)	3年後 (◇年)	4年後 (■年)	目標年 (●年)		目標値 (●年)	達成率	備考
								実績値	補正值			

- (注) 1: 事業実施年度から目標年度までの間の数値を記載し、使用しない欄は空欄とすること。
2: 番号は、1事業実施状況と合わせること。
3: 取組の効果・取組の指標は、事業実施計画に準じて記入すること。
4: 達成率は、報告年における値を記入すること(達成率:(当該年度の実績値(補正值)－計画時の現状値)／(計画時の成果目標数値－計画時の現状値))

3 外的要因を排除するための価格補正の内容

(注) 目標年における実績値から補正值を算出した価格補正の方法を、具体的に記載すること。

4 当該年度の取組の総合評価

5 今後の課題と翌年度計画への反映状況

--

6 事業評価報告(目標年度の翌年度に評価報告するときのみ記載)

(1) 成果目標の達成状況

--

(2) 事業実施後の課題

--

(注) 成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で課題となっている点があれば記載すること。

(3) 改善方策(改善の必要がある場合に記載)

--

(注) 成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で改善の必要がある場合に記載すること。

(4) 目標年度における本事業の効果

--

(注) 1: 成果目標の達成等により、どのような具体的な効果があったのか、また成果目標以外に事業の効果が見られた場合はどのような効果があったのか記載すること。

2: 各効果の値とその根拠資料も添付すること。